

## **V 教育厅主要事務事業**

## 1 学びの基礎を徹底する

### 1 「確かな学力」の定着と伸長（指導部）

#### (1) 「児童・生徒の確かな学力向上を図るための調査」の実施

##### ア 調査の目的

- (ア) 都教育委員会は、児童・生徒の学力の定着状況を把握し、全都における教育行政施策に生かす。
- (イ) 区市町村教育委員会は、教育課程や指導方法等に関する自地区の課題及び解決策を明確にし、教育行政施策に生かす。
- (ウ) 各学校は、教育課程や指導方法等に関わる自校の課題・解決策を明確にし、児童・生徒一人一人の学力向上を図る。
- (エ) 都教育委員会は、都民に対し、東京都の公立小・中学校における児童・生徒の学力の状況について、広く理解を求める。

##### イ 調査の内容及び実施学年

- (ア) 「学習指導要領に示されている目標や内容」の実現状況及び「読み解く力」の定着状況を把握するための内容＜<sup>しっかい</sup>悉皆調査・自校採点＞
  - 小学校第5学年：国語、社会、算数、理科の4教科
  - 中学校第2学年：国語、社会、数学、理科、英語の5教科
- (イ) 児童・生徒の学習意欲、学習方法、学習環境など学習に関する意識や生活習慣に関する内容
- (ウ) 学校における指導方法に関する取組や人的・物的な教育条件の整備に関する内容

#### (2) 「児童・生徒の学力向上を図るための調査」等についての説明会の開催

学力調査の意図、採点のポイント及び問題の趣旨、問題内容、並びに調査の分析結果、授業改善のポイントに関する説明会を東京都内の全ての小・中学校等の教員及び区市町村教育委員会の指導主事を対象に開催する。

#### (3) 「児童・生徒の学力向上を図るための調査」報告書及び指導資料の作成・配布

「児童・生徒の学力向上を図るための調査」結果の分析を行うことにより、課題を明らかにし、その解決策としての授業改善のポイントを明示した報告書及び授業改善のポイントを分かりやすく説明した指導資料を作成し、都内全区市町村教育委員会及び都内全公立小・中学校等に配布し、学校における授業改善の具体的な取組を支援する。

#### (4) 「東京都学力向上施策検討委員会」の設置

東京都の学力向上施策に関する検討を行う検討委員会（有識者、区市町村教育委員会の代表、校長会の代表、PTA協議会の代表などから構成）を設置することにより、都教育委員会と区市町村教育委員会との連携を強化する。

#### (5) 都及び国の学力調査の結果を生かした「授業改善推進プラン」を活用した授業改善の推進

都内の全公立小・中学校において、都や国の学力調査の結果及び報告書等を生か

して児童・生徒の学力の実態を分析し、課題を明らかにするとともに、課題に応じた具体的な方策を示した「授業改善推進プラン」を区市町村教育委員会の指導の下に作成し、その実施・評価・改善のサイクルの確立を図ることで授業改善の取組をより一層、充実させていく。

また、各学校は、児童・生徒や保護者、地域住民、都民に「授業改善推進プラン」を積極的に公開することで、自校の教育活動への理解と協力を求め、学校・家庭・地域が一体となって、児童・生徒の学力向上を図っていく。

(6) 学校訪問の実施

「児童・生徒の学力向上を図るための調査」結果に基づき、学力に課題のある学校の授業改善の取組を支援するために、国語、社会、算数・数学、理科、英語等を担当する指導主事がチームを編成して学校訪問し、指導・助言を行う。

(7) 授業改善や学習指導に関わる先進情報の提供〈メールマガジンの配信〉

児童・生徒一人一人の「確かな学力の定着と伸長」を目指して、都教育委員会が有する先進情報等を定期的に配信して、学校や教員の教育活動を支援する。

(8) 「学力向上パートナーシップ事業」

中学校1校とその近隣の小学校2校程度からなる重点地区を指定し、区市教育委員会と連携して、重点教科（国語又は算数・数学）を中心に、基礎的・基本的事項の定着に課題のある児童・生徒への効果的な指導方法の開発に資する調査研究を行う。

(9) 「東京ベーシック・ドリル事業」

「小学校第4学年までに、身に付けさせる必要がある内容」に関する教材の活用を通して、基礎的・基本的な事項の徹底を図る。

(10) 効果的な習熟度別指導の推進【新規】

指導体制の充実など全ての学校に対して必要な支援を行うとともに、各学校における、児童・生徒の「確かな学力」を育成する取組の推進に向けて策定したガイドラインに基づき、習熟の程度に応じた学習指導に関わる指導方法・指導体制及び校内での習熟度別指導の推進体制等の充実を図り、効果的な習熟度別指導を全都的に展開する。

## 2 「都立高校学カスタンダード」活用事業（指導部）

全ての都立高校において、「都立高校学カスタンダード」を基に自校の学カスタンダードを作成して具体的な学習目標を明示し、校内で組織的・効果的な指導を行う。学力向上開拓推進事業で築いた「指導と評価のPDCA」サイクルにより、授業改善と生徒の学力向上を図る。

(1) 全都立高校による、自校の学カスタンダードの作成及び学カスタンダードに基づく学習指導の実施

ア 学カスタンダード推進委員の設置

イ 「都立高校学カスタンダード」に基づいた自校の学カスタンダードの作成

ウ 学カスタンダードに基づく組織的な学習指導体制の確立

エ 学カスタンダードに基づく各教科の指導計画・報告書の作成

オ 各校独自の学力調査の実施と分析

カ 「都立高校学カスタンダード学力調査」の目標値を基に自校の目標値を設定

キ 学力調査の結果分析の活用

## ク 学力スタンダード推進協議会の開催

### (2) 学力調査の作成・実施

学力スタンダードに基づく学習指導による生徒の学力の定着を客観的に把握するため、「都立高校学力スタンダード学力調査」を実施する。調査結果に基づき繰り返し指導することで学力の定着を図るとともに、自校の学習目標設定や指導体制、指導・評価方法を検証し、改善を図る。

ア 教員で構成する「都立高校学力スタンダード学力調査」作成委員会の設置

イ 委託業者と共同で学力調査の企画、検討、問題作成を実施

ウ 都立高校学力スタンダードに基づく3段階の問題の作成、目標値・最低目標値の設定

エ 「学力調査個人票」による、学力調査結果の生徒へのフィードバックとその活用

### (3) 「都立高校学力スタンダード」推進校事業の実施

「都立高校学力スタンダード」に基づいた学習指導の実践研究を行い、その成果を都立高校全体の授業改善と学力向上に役立てるため、推進校事業を実施する。

ア 第2学年における「都立高校学力スタンダード」に基づいた自校の「学力スタンダード」の作成

イ 「学力スタンダード」に基づく組織的な学習指導体制の強化・充実

ウ 「都立高校学力スタンダード学力調査」の結果分析とその効果的な活用

## 3 進学指導重点校等における進学対策の推進（都立学校教育部・指導部）

難関国立大学等を目指す生徒の進学希望をかなえるため、進学指導重点校等を指定し、これに中高一貫教育校10校を加えた36校による進学指導研究協議会参加校を対象に、進学対策の充実のために必要な支援を行う。

### (1) 指定校

ア 進学指導重点校 7校（指定期間：平成25年度～29年度）

※青山高校のみ平成25年度～26年度

イ 進学指導特別推進校 6校（指定期間：平成25年度～29年度）

ウ 進学指導推進校 13校（指定期間：平成25年度～29年度）

### (2) 進学指導コンサルティング事業の実施【新規】

外部機関のアドバイザーにより、各学校の教科指導体制や指導計画等に対する課題の抽出と改善案の提示を行う進学指導コンサルティング事業を、年間9校を対象に実施する。

### (3) 進学指導研究協議会における教科主任部会の実施

教科主任の職務内容、所属校の生徒の学力の分析方法、学力向上のための指導計画の立案、教科指導法等について学ぶために設置している教科主任部会を5教科でそれぞれ実施する。

### (4) 巡回指導員による指導・助言の実施

教科指導や進学指導に関する専門的な知識を有する専務的非常勤職員を各学校に定期的に派遣し、進学指導に関わる事務や諸課題に対する指導・助言を通して、各学校の進学指導の事務の効率化を図る。

## 2 個々の能力を最大限に伸ばす

### 1 言語能力向上推進事業（指導部）

古典文学の音読や暗唱による伝統的な言語文化の理解や、説明、討論等の言語活動を取り入れた授業などを通じて、社会生活に役立つ言語技能を育成する取組を推進するため、言語能力向上拠点校（以下「拠点校」という。）として195校を指定する。

<事業内容>

拠点校は、言語能力向上に係る研究開発に資するため、以下のアの重点課題A・B、イの共通課題に取り組む。重点課題のA、Bの取組方法については、各学校の裁量による。

#### ア 重点課題

A「言葉による発信力を高める」－社会生活に役立つ言葉を育む学校づくりの推進

例：発表、案内、報告、編集、鑑賞、批評などの言語活動を取り入れた効果的な授業の構築及び評価の改善、学校行事の工夫

B「美しい日本語を身に付ける」－言語文化を重視した学校づくりの推進

例：敬語の活用、俳句や短歌、古典文学等の音読や暗唱、季節や時間帯、色などを表す美しい言葉の意味やその背景を知る

#### イ 共通課題

・豊かな読書生活を育む学校づくりの推進

例：各校における必読書（日本及び海外の古典文学や名作）の選定、読書活動の工夫、辞書や事典の活用

・他校や保護者・地域等への発信

例：公開講座、言語能力向上拠点校通信、有識者を招いた講演会

### 2 都立高校生を対象とする言語能力向上のためのイベントの開催（指導部）

(1) 「高校生書評合戦首都大会(2014)」の実施（生活文化局と共管）

全都立高校が参加するほか、国立・私立高校や近隣県の学校にも参加を呼び掛け、高校生による書評合戦を実施する。

(2) 都立高校生 言葉の祭典

都立高校生の論理的思考力や表現力等の育成に資するよう、言葉に思いを載せて発信し、競い合う「都立高校生 言葉の祭典」を開催する。

#### ア 部門

弁論、討論

#### イ 方法

弁論、討論の各部門ともに予選を実施し、言葉の祭典の当日に決勝戦を行う。

### 3 子供の読書活動の推進（地域教育支援部）

#### (1) 重点的取組

##### ア 第二次子供読書活動推進計画の検証及び第三次子供読書活動推進計画の策定

第二次子供読書活動推進計画の達成状況や成果を検証し、第三次子供読書活動推進計画を策定する。

なお、以下に記す第二次子供読書活動推進計画の事業については、第三次子供読書活動推進計画策定までの間、継続して実施する。

##### イ 都立学校における取組

###### (ア) 全都立学校において教育課程の「指導の重点」に読書活動を明記

教育課程の「指導の重点」に読書活動を明記し、学校全体で読書活動を計画的に進めていく。

###### (イ) 学校別読書活動の取組状況調査及び生徒の読書状況調査の実施

学校別読書活動の取組状況調査及び生徒の読書状況調査については、平成 21 年度から隔年で実施しており、その結果は、都立学校や区市町村教育委員会に通知するとともに、子供読書活動推進ウェブサイトに掲載している。

###### (ウ) 生徒の読書状況に応じた取組に係るモデル事業のテキストの普及

平成 22 年度に都立高校 6 校において実施した学校の実情や生徒の読書状況に応じたモデル事業（三つのパターン）の成果を、平成 23 年度にテキストとしてまとめ、ホームページに掲載した。都立高校の未読者率改善に向けて、各校の取組が進められるよう、本テキストの普及・啓発を図る。

###### (エ) 都内の読書活動事例の共有化

地域の読書活動推進事例や都立学校の優れた指導事例の情報を共有するため、集約した情報をホームページに掲載した。今後も更に情報の共有を行うことにより、優れた読書活動の普及・啓発を進める。

###### (オ) 都立図書館による特別支援学校への支援

出張お話し会、図書室整備事業、読書相談、選書支援、図書補修ガイダンス、資料貸出等などを実施する。

##### ウ 小・中学校への支援

###### (ア) 未読者を中心とした児童・生徒一人一人に応じた取組に係るモデル事業のテキスト化

平成 22 年度に、児童・生徒一人一人に応じた読書指導を推進していくため、読書意欲が高まらない生徒に対する働き掛けを行う「読書指南役」の手法を研究するモデル事業を実施し、その成果をテキストとしてまとめ、ホームページに掲載した。児童・生徒一人一人に応じた読書指導を推進するため、本テキストが各学校で活用されるよう働き掛け、研究成果の普及・啓発を図る。

###### (イ) 都内の読書活動事例の共有化

地域の読書活動推進事例や小・中学校の優れた指導事例の情報を共有するため、集約した情報をホームページに掲載した。今後も更に情報の集約、共有を行うことにより、優れた読書活動の普及・啓発を進める。

(2) 読書習慣育成のための取組

第一次東京都子供読書活動推進計画からの取組を含め、子供の読書環境を整備し、読書習慣の更なる向上に向けた取組を行う。

ア 公立図書館の充実(都立図書館)

(ア) 都立図書館の児童・青少年サービスの充実

資料等の充実に努めるとともに、都立図書館のホームページ上に開設した学校支援コーナーについての普及・啓発を進める。

(イ) 都内公立図書館職員の研修(都立図書館)

継続して都内区市町村立図書館職員向け「児童図書館専門研修」を実施する。

イ 学校の読書活動を支える人材育成(都立図書館)

継続して「読書活動」の研修を実施する。

ウ ボランティア等地域の力を生かした読書活動の推進

(ア) ボランティア等との円滑な連携の推進

地域におけるボランティア等の育成に向けて、学校支援ボランティア推進協議会等で行われる研修を支援するとともに、ボランティア団体の優れた活動実践等をホームページ上で紹介する。

(イ) 家庭等の本を活用した子供の読書環境の充実

子供の読書環境の充実のため、平成23年度に開設したホームページに学校が必要とする本のリストを掲載し、家庭の蔵書を学校に提供しやすい環境を整備した。今後も継続して、同様の取組を進めていく。

エ 啓発・広報(都立図書館)

子供読書フォーラム等の実施、都民向けに作成した子供読書活動推進のための啓発資料等の普及を進める。

#### 4 理数教育の推進(指導部)

(1) 小・中学校における取組

ア 「理数フロンティア校」(小・中学校)の指定

理数教育に先進的に取り組み、各区市町村の中核的な役割を担う「理数フロンティア校」として小学校50校、中学校50校を指定し、その成果を普及することにより、小・中学校における理数教育の充実を図る。

イ 「東京ジュニア科学塾」の開催

科学に高い興味・関心がある中学生の資質・能力を更に伸長するため、科学の専門家から指導を受けることのできる「東京ジュニア科学塾」を開催する。

ウ 中学生科学コンテストの開催

中学生の理科・数学等に対する意欲・能力を更に伸長するとともに、科学好きの中学生の裾野を広げるため、理科・数学等の能力を競い合い、切磋琢磨する「中学生科学コンテスト」を開催する。

エ 理数教育に関する研修等の推進(小・中学校)

(ア) 観察・実験に関する教員研修「小学校理科教育人材育成研修」

○ 小学校低学年担当教員を対象とする講座の実施

【ねらい】自然観察に関する系統的な指導を行えるようにするため、低学年を担当する教員の理科に関わりのある指導力の向上を図る。

小学校低学年の生活科の内容から中学年の理科への接続を意識し、小学校低学年の児童の動植物に対する関心を高められるよう、自然観察の仕方や指導方法等について学ぶ研修を実施する。

○ 理科に対する苦手意識のある小学校教員を対象とする講座の実施

【ねらい】小学校における理科の授業作りの基礎・基本を徹底し、理科の指導に関する教員の苦手意識の克服を図る。

小学校の理科の授業の基礎・基本となる児童の興味・関心を高める観察・実験の方法や、実験中の事故などを防止するための指導のポイント等について学ぶ研修を実施する。なお、研修講座については、学年や領域ごとに設定し、受講者が主体的に選択できるよう配慮する。

○ 小学校全科「理科コース」採用者対象の講座の実施

【ねらい】小学校全科の「理科コース」で採用された教員が、将来、小学校における理科教育の推進役を担うことができるよう育成する。

採用前に培った理科の専門性を生かし、中学校への接続を視野に入れ、児童や地域の実態、特色を踏まえた指導案・指導計画の作成や授業実践について学ぶ研修を実施する。

○ 「小学校理科教育推進教員」の有資格者を養成する講座の実施

【ねらい】人事部が配置を進めている「小学校理科教育推進教員」を、各学校や地域における理科教育の推進役を担う即戦力として養成する。

小学校における観察・実験の方法や授業法等について幅広く助言する能力を伸ばすとともに、理科室経営の在り方や小・中学校の理科指導の接続などについての理解を深める研修を実施する。

○ 中学校理科担当教員を対象とする講座の実施

【ねらい】各分野に関する実践的な講座の中から選択して受講することにより、担当者が、専門とする分野以外においても充実した授業が行えるよう指導力の向上を図る。

担当者が、これまでに専攻または研究した分野外においても、中学生の興味・関心や意欲、科学的な思考力・表現力を高める授業づくりが行えるように、各領域における観察・実験等の留意点について実践的に学ぶ研修を実施する。

(2) 都立高校における取組

科学技術で世界をリードし、次代を担う才能豊かな生徒を育成するためには、高等学校段階における理科教育の充実が重要である。都立高校における理数科目の指導方法の改善・充実を図るとともに、優れた素質を持つ生徒の発掘とその才能を伸長するため、自然科学系部活動の研究活動を支援する。

ア 「理数フロンティア校」への支援

「理数フロンティア校」における理数教育に関する教育課程、教育内容についての研究や指導方法等についての開発を支援するため、以下の取組を実施する。

- ・理数教育に関する講演会やセミナーの開催
- ・科学の甲子園全国大会への参加及びSSH指定校への視察
- ・外部機関での研修や野外での自然科学に関する巡検の実施
- ・観察・実験に必要な実験器具等の整備・充実
- ・研究成果を広く発信するための研究成果発表会の開催

#### イ 「理数教育チャレンジ団体」の指定と研究活動への支援

自然科学に関する研究を行い、その成果を各種科学コンテスト等に出品している部活動、生徒会活動、有志等の12団体を「理数教育チャレンジ団体」として指定する。指定を受けた団体が、独立行政法人科学技術振興機構が主催する「科学の甲子園全国大会」への出場や各種コンテスト等の上位入賞を目指し研究活動を行えるよう、観察・実験に必要な実験器具の整備・充実を図るなど、その活動を支援する。また、研究成果発表会を開催し、各団体における研究成果等の普及・啓発を図る。

## 5 英語教育の充実（指導部）

### (1) 「小学校外国語活動アドバイザー」の派遣

小学校に、英語に<sup>たんのう</sup>堪能な地域人材や英語科教員の経験者等を「小学校外国語活動アドバイザー」として派遣し、小学校の教員が単独で外国語活動の授業を円滑に実施できるよう支援する。

### (2) 都立高校における英語教育の推進

「東京都英語教育戦略会議」を設置し、東京都独自の英語教育の推進に向けた中・長期的方向性と施策の在り方、公立小・中学校等を含め都立高校における英語教育の具体的方策を検討する。

#### ア 教員の指導力の向上

高い英語力と異文化理解に基づく指導力を向上させる多様な研修プログラムを開発し実施する。

#### イ 英語授業の改善

JETプログラムによる外国人の招致の拡大や在京外国人の更なる活用により、英語によるコミュニケーション能力の育成を重視した授業実践を促進する。

#### ウ 英語学習への動機付け

英語学習の成果を発表する場の設定や海外留学支援制度の拡充や海外大学への進学への支援を促進し、英語学習に対する生徒の興味・関心を高める。

#### エ 小・中・高等学校における連携

小・中・高等学校が連携を図り、英語教育に関する一貫した到達目標を設定し、指導方法の開発など、実践的な研究を進める。

#### オ オリピック・パラリンピック開催に向けた取組

国際理解教育を推進するため、東京や日本の文化・歴史に関する教材開発を行うとともに、英語力の向上に役立つ国際交流プログラムを開発し実践する。

## 6 JETプログラムによる外国人指導者の配置（指導部）

都立高校において、JETプログラムによる外国人指導者の配置を、今年度から100人に拡大する。生徒が、外国人指導者から英語の授業で指導を受けることにより、英語によるコミュニケーション能力を向上させる。また、授業のほか、学校行事等において外国人指導者と直接交流する機会を拡大することにより、国際理解教育を推進する。

また、本プログラムにより、来日した外国青年の日本に対する理解を深め、将来、東京と母国の架け橋となる人材として育成していく。

## 7 次世代リーダー育成道場（指導部）

### (1) 事前研修

次世代を担うリーダーに求められる広い視野や高い英語力、チャレンジ精神、使命感などの資質や能力を身に付けさせるため、次の研修を海外派遣前に受講させる。

ア 様々な分野で活躍する人材による講義を通じた留学目的の明確化とグローバル社会におけるリーダーシップの理解

イ 外国人講師による少人数グループでの演習、英語による社会・科学分野の講義、ゼミナールでの課題研究、プレゼンテーション、オンライン学習等を通じた英語力の向上

ウ 日本の近現代史に関する講義、史跡の見学、伝統芸能等の体験、伝統工芸等の鑑賞を通じた日本の歴史と伝統文化理解の深化

エ 施設見学等を通じた、科学・工業技術、環境技術等の理解

オ 大学や大使館との連携の下、サミット等を開催し、在京留学生や在京大使館職員等との交流を充実

### (2) 留学（1年間）

都立高校生がホームステイをしながら現地の高校に通学し、異なる文化や生活習慣の中で現地生徒とともに学校生活を送ることで、国際社会で活躍するリーダーに必要な国際感覚やコミュニケーション能力を養う。

ア 現地高校への通学

イ 特別プログラム

現地企業・研究施設訪問、大学での講義聴講、地域でのボランティア活動

### (3) 啓発・発信事業

社会で留学の機運を高めるための取組として、留学フェアや留学フォーラムを開催するほか、平成24年度に開設した「次世代リーダー育成道場」特設ウェブページの更新により、本事業の成果報告や留学に関する情報を発信する。

## 8 独立行政法人国際協力機構（JICA）と連携した国際貢献教育プログラム【新規】（指導部）

「青年海外協力隊」の派遣前研修は、語学力や異文化適応力だけでなく、自主性や協調性を育て、日本を代表するボランティアとしてふさわしい人材の育成を目指している。

高校生の意識を高め、世界に飛び出し、国際舞台で活躍するグローバル人材を育成するため、JICAと連携して、青年海外協力隊の派遣前研修を基に、高校生向けの体験研修を開発し実施する。

## 9 都立高等学校日本史必修化事業（指導部）

我が国の歴史に対する認識を深め、国際社会に主体的に生きる日本人としての自覚を誇りを養うため、東京都独自のテキスト（教科書）「江戸から東京へ」を用いて、都立高校及び都立中等教育学校後期課程における必修化した日本史の指導の充実を図る。

## 10 国際バカロレアの認定の取得に向けた取組（都立学校教育部）

### (1) 英語による授業の実施

平成 26 年度から、数学や物理・世界史などの英語以外の科目について、日本語による授業に加え、英語による授業を実施する。

### (2) 国際バカロレアの認定の取得

海外大学への進学資格が取得できる国際バカロレアの認定を平成 27 年度中に取得し、平成 28 年度から国際バカロレアの D P（ディプロマ・プログラム）による授業を開始することを目指し、取組を進める。

## 11 都立小中高一貫教育校の設置に向けた検討（都立学校教育部）

理数を中心に、世界に伍して活躍できる人間を育成するため、児童・生徒一人一人の潜在能力を最大限に引き出す新たな教育モデルを構築することを基本的な考え方として、「都立小中高一貫教育校基本構想検討委員会」において、12 年間一貫した教育課程の編成など、「都立小中高一貫教育校」の設置に関する検討を行う。

## 「東京都教育ビジョン（第3次）」の「10の取組の方向」

### 3 豊かな人間性を培い、規範意識を高める

#### 1 人権教育の推進（総務部・地域教育支援部・指導部）

##### (1) 国における取組

政府は、平成6年12月の国連総会において、平成7年から平成16年までの10年間を「人権教育のための国連10年」とする決議が採択されたことを受けて、平成9年7月「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画（以下「国連10年国内行動計画」という。）を策定・公表した。

また、平成9年3月には、法務省に人権擁護推進審議会が設置され、法務大臣、文部大臣（現文部科学大臣）及び総務庁長官（現総務大臣）の諮問に基づき、「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項」について調査審議を行い、平成11年7月、上記関係各大臣に対し答申を行った。

政府は、国連10年国内行動計画や人権擁護推進審議会の答申等を踏まえて、人権教育・啓発のより一層の推進を図るためには、人権教育・啓発に関する理念や国、地方公共団体、国民の責務を明らかにするとともに、基本計画の策定や年次報告等、所要の措置を法定することが不可欠であるとし、平成12年11月、議員立法により法案が提出され、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」を制定した。

この法律により、国や地方公共団体は、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得できるように多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨とし、人権教育及び人権啓発を行わなければならないとの基本理念が示された。また、同法第7条に基づき、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成14年3月「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定された。

##### (2) 東京都における取組

国連10年国内行動計画には、「地方公共団体等が本行動計画の趣旨に沿った自主的な取組を展開することを期待する」との記述がある。

東京都は、国連10年国内行動計画の趣旨に積極的に対応するものとして、平成12年11月、「東京都人権施策推進指針」（以下「推進指針」という。）を策定した。

基本理念を「人間の存在や尊厳が脅かされることなく、自らを律する自立した個人が、権利行使に伴う責任を自覚し、共存と共感で相互に支え合い都民が世界に誇れる東京をつくる」とする推進指針には、21世紀を展望し総合的に人権施策を推進していくための道筋や、東京における人権問題の状況として、女性、子供、高齢者、障害者、同和問題、アイヌの人々、外国人、HIV感染者等、犯罪被害者やその家族、その他の人権問題が挙げられている。

また、課題が複雑に絡み合い、これまでの施策と手法では対応できない新しい課題については、救済・保護、啓発・教育、支援・助成の三つの観点から人権施策を推進するとし、教育においては、人権尊重の理念を社会に定着させ、人権の意義が広く

社会に浸透するよう、学校教育や社会教育等を通じて効果的に人権教育を進めることとしている。

都教育委員会は、人権問題の解決に当たり、教育の果たす役割が極めて重要であるとの認識に立ち、日本国憲法、教育基本法に基づき、「東京都教育委員会の教育目標」を達成するための基本方針の1に「『人権尊重の精神』と『社会貢献の精神』の育成」を掲げ、平成26年度教育庁主要施策に「人権教育に関する研修・啓発・研究の推進」を位置付けている。推進指針等に基づき、人権尊重の理念を広く社会に定着させ、同和問題をはじめ様々な人権課題に関わる偏見や差別をなくすため、人権教育を推進していく。

### (3) 平成26年度の事業概要

#### ア 研修・啓発の推進

学校教職員、社会教育関係職員及び社会教育関係団体指導者が、同和問題をはじめ様々な人権課題に対する正しい理解と認識を深めるため、指導資料等の作成や研修等の事業を推進する。

##### (ア) 指導資料、啓発資料の作成

- ・ 人権教育に関する実践的な手引として「人権教育プログラム(学校教育編)」を作成し、学校の全教員等に配布する。
- ・ 啓発資料「みんなの幸せを求めて」を作成し、PTAをはじめとする社会教育関係者に配布する。また、次期教材ビデオの企画を行う。

##### (イ) 研修の実施

区市町村教育委員会や学校との緊密な連携の下、教職員、社会教育関係職員及び社会教育関係者に対する研修を実施する。

##### (ウ) 人権教育資料センターの運営

東京都教職員研修センター内に設置する人権教育資料センターにおいて、人権教育に関する資料を収集、整備し、閲覧、貸出しを行う等、教育関係者等の利用に供する。

#### イ 人権尊重教育推進校の設置

人権尊重の理念を広く社会に定着させ、あらゆる偏見や差別の解消を目指すとともに、人権教育を一層充実させるため、人権尊重教育推進校を51校設置する。

#### ウ 研究活動の推進

人権教育の充実のため、東京の実態に即した教育内容・方法の研究を進めることを目的として、次の事業を実施する。

##### (ア) 研究推進事業

##### (イ) 教職員の研究活動に対しての奨励事業

##### (ウ) 東京都教職員研修センターが行う基礎的研究

## 2 道徳教育の推進（指導部）

### (1) 東京の子供たちの豊かな心を育成するための道徳教育の充実

都内公立小・中学校等の全児童・生徒に配布する東京都道徳教育教材集の活用を推進し、規範意識や思いやりの心などの豊かな心が育まれるよう、各学校の教育活動全

体を通じた道德教育の充実を図る。

(2) 道德授業地区公開講座の充実

東京都道德教育教材集の活用等により道德授業地区公開講座の改善・充実を図り、学校と家庭・地域が連携した道德教育の取組を一層推進する。

(3) 東京都道德教育推進教師養成講座の実施【新規】

各小・中学校等の道德教育推進教師を対象とした養成講座を実施し、道德教育推進教師を中心に、全ての教員の道德教育に関する指導力を向上させるとともに、各学校における組織的な道德教育の推進体制・指導体制の確立を図る。

(4) 学校における動物愛護等の普及・啓発活動の促進

動物飼育に係る指導方法の開発や獣医師等との連携に先進的に取り組む「小学校動物飼育推進校」を指定し、各推進校における実践の成果を全都に普及・啓発していく。

(5) 人間としての在り方生き方に関する新教科の設置【新規】

平成 19 年度から全都立高校で実施されている教科「奉仕」と、キャリア教育及び道德教育を一体化して設定する新教科についての検討委員会を継続して設置し、都立高校生の実態を踏まえ養うべき道德性や指導方法・内容について検討を進める。

新教科の学習を通して、社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育成するとともに、体験活動に内包される道德的価値に気付かせ、人間としての在り方生き方についての自覚を深めさせる。

## 4 社会の変化に対応できる力を高める

### 1 情報モラル教育の推進（指導部）

#### (1) 子供を取り巻く実態の把握

##### ア 学校非公式サイト等の監視業務の実施

業者委託により、都内全公立学校を対象に学校非公式サイト等の監視を行い、不適切な書き込み等については、緊急性・危険性のレベルを高・中・低の3段階に分けて対応し、都立学校・区市町村教育委員会等への情報提供やサイトの管理者への削除要請を行う。

##### イ インターネット・携帯電話利用に関する実態調査

高機能携帯電話や新たなインターネットサービスの登場に伴い、子供のインターネット等の利用における様々な課題が指摘されている。実態調査の実施により、東京都の児童・生徒の携帯電話等の所持率や使用状況、インターネット利用によるトラブル等の実態を把握して、より効果的な啓発・指導を行うための基礎資料とする。

#### (2) 児童・生徒、保護者への啓発・指導、教員への支援

##### ア 有害情報から子供を守るための対策検討委員会

有識者からなる対策検討委員会を設置し、学校非公式サイト等の監視結果に基づき、有害情報から子供を守るための具体的な対策や、インターネット・携帯電話の適正な利用に関する教員向け指導資料及び児童・生徒向けリーフレット（小学校第3学年児童、中学校第1学年生徒対象）の内容等を検討する。

##### イ ICT活用講座（情報モラル・リテラシーに関する出前講座）の実施

都立学校及び希望する区市町村立学校を対象に、児童・生徒向けの情報モラルに関する出前講座や保護者・教員向けの実践的な情報リテラシー講座を実施して、児童・生徒、保護者への啓発・指導と教員への支援を行う。

##### ウ 情報モラルに関するフォーラムの開催

情報モラルに関する講演、パネルディスカッション等を盛り込んだ、情報モラルに関するフォーラムを開催し、広く都民に対する啓発を行う。

### 2 小・中学校におけるキャリア教育の取組の普及・啓発（指導部）

職場体験の受入先に関する情報について、区市町村教育委員会に提供するとともに、学校における優れた実践を紹介するなどして、小・中学校におけるキャリア教育の取組の普及・啓発を行う。

#### (1) 中学生の職場体験の推進

都内公立中学校、中等教育学校の生徒を対象として、5日間程度学校を離れ、地域商店、民間企業、公的施設などの職場で実際に仕事を体験し、社会の一員としての自覚を促すとともに、望ましい社会性や勤労観・職業観の育成を推進する。

また、青少年・治安対策本部と連携し、中学生の職場体験に関する庁内推進会議や推進協議会を開催し、受入事業所の拡大を図る。

## (2) 中学生の職場体験発表会の実施

「わく（Work）わく（Work）Week Tokyo（中学生の職場体験）発表会」を開催し、小・中学校や高校、受入事業所による事例発表や、学識経験者等による講演などを行うことで、中学生の職場体験に対する都民等の理解・啓発を図るとともに機運の醸成を図る。また、本発表会において、小・中学校や高校の取組事例等を紹介することにより、小・中・高校の一貫した取組の推進を図る。

## 3 系統的なキャリア教育の推進（指導部）

### (1) 「小学校（中学校）キャリア教育教師用手引書」等の活用

進路指導・キャリア教育指導主事連絡協議会等を通して、「小学校（中学校）キャリア教育教師用手引書」等の活用を推進し、キャリア教育の新たな定義及び社会的・職業的自立に向けて必要となる「基礎的・汎用的能力」に関する各学校の理解の促進を図る。

### (2) 外部人材の導入・活用の促進を図るためのリーフレットの作成・配布

「外部人材活用モデル事業」の成果をまとめたリーフレットを作成・配布することを通して、外部人材の導入・活用の促進を図る。

## 4 都立高校におけるキャリア教育の推進（指導部）

### (1) インターンシップ事業の推進

都教育委員会は、平成 18 年度に都内国際ロータリーとインターンシップ事業に関する基本協定を締結した。平成 19 年度からは、国際ロータリーと連携してインターンシップ事業を実施することにより、受入先の拡大を図っている。

今後も、こうした事業を通して、より多様な企業等を受入先として確保し、都立高校生のインターンシップが円滑に行えるよう支援していく。

### (2) キャリア教育の年間指導計画の作成

都立高校におけるキャリア教育の一層の充実を図るため、各学校に基礎的・汎用的能力を踏まえたキャリア教育の年間指導計画を作成させ、学校の教育活動全体を通じて行う系統的、組織的なキャリア教育を進めていく。

### (3) キャリア教育推進者の資質向上

キャリア教育推進者連絡協議会を開催し、各校の担当者に対して、企業やNPO等の外部人材を活用した研修についての情報提供等を行い、キャリア教育推進者の資質の向上を図る。

## 5 都立高校生の社会的・職業的自立支援教育プログラム（地域教育支援部）

企業や大学、若者支援に関する専門的な知識や経験を有するNPO等と連携し、生徒が社会や職業について実感を持って理解し、将来、社会人・職業人として生活していくために必要な能力等を身に付けることができる教育支援プログラムを、普通科高校等で実施する。

## 6 都立高校中途退学未然防止と中途退学者等への進路支援（地域教育支援部）

都立高校における中途退学者及び進路未決定卒業者を次の社会の受け皿に円滑につなげるため、就労支援機関や若者支援機関と連携し、中途退学の防止や中途退学者等に対する進路支援等に関するモデル事業を実施する。

## 7 特別支援学校におけるキャリア教育の推進（指導部）

### (1) キャリア教育・職業教育の充実

肢体不自由特別支援学校5校を研究指定校とし、肢体不自由特別支援学校における障害の程度に応じたキャリア教育の在り方について研究を進め、教材や指導法等を開発する。また、小・中学部を設置する46校の都立特別支援学校において、小・中学部段階からのキャリア教育を引き続き実施する。

### (2) 生徒及び保護者向けのキャリア教育セミナー

生徒及び保護者向けにキャリア教育の理解を深めることを目的としたセミナーを開催する。

## 8 特別支援学校における就労支援の充実（都立学校教育部）

民間を活用した実習先・雇用先企業の開拓や東京都特別支援教育推進室による就労支援体制の構築、企業向けセミナーの実施などにより、特別支援学校における企業就労を促進する。

## 5 体を鍛える

### 1 子供の体力向上（指導部）

#### (1) 総合的な子供の基礎体力向上方策の推進

長期的に子供の体力が低下している中、平成31年度には、戦後において子供の体力がピークであったとされる昭和50年代の水準にまで向上させることを目標として、総合的な子供の基礎体力向上方策を推進する。

#### ア 「子供の体力向上推進本部」等の設置

平成21年5月に「子供の体力向上推進本部」を設置し、総合的な子供の基礎体力向上方策として、平成22年7月に「第1次推進計画」を、平成25年2月に「第2次推進計画」を策定した。引き続き子供の体力低下問題を社会全体で解決していくための検討を行う。

#### イ 東京都統一体力テストの実施

都内公立学校の全ての児童・生徒を対象とした東京都統一体力テストを実施し、児童・生徒一人一人に結果を還元し、一人一人が自ら課題を持って体力向上に取り組むことができるようにするとともに、実態把握と評価・分析に基づく授業改善を行う。

#### ウ 「一校一取組」・「一学級一実践」運動の推進

都内全ての公立学校において、体力向上に向けた具体的な取組を展開するとともに、優れた取組や実践を報告書に取りまとめて配布し、参考資料として活用する。

#### エ 中学生「東京駅伝」大会の実施

中学校教育の一環として、中学生の健康増進や持久力をはじめとする体力向上、スポーツの振興及び生徒の競技力の向上を目的として、区市町村対抗の駅伝競走を実施する。

### (2) オリンピック教育の推進【新規】

2020年オリンピック・パラリンピックの東京での開催を踏まえ、幼児・児童・生徒が、積極的にスポーツに親しみ健康増進や体力向上を図るとともに、オリンピックの歴史やオリンピックムーブメントの意義、オリンピック・パラリンピックが国際親善や世界平和に果たす役割などについて正しく理解し、心身の調和的な発達を遂げ、進んで平和な社会の実現に貢献することができるよう、オリンピック教育を推進する。

#### ア オリンピック教育推進校の指定

都内公立幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の全ての校種から300校をオリンピック教育推進校に指定する。

#### イ オリンピック教育推進校への人的措置

オリンピック教育推進校における学校体育の一層の充実を図るため、ティームティーチングや少人数指導のための非常勤講師を措置する。

#### ウ オリンピアン・パラリンピアンの学校派遣「一日校長先生」事業の実施

オリンピアン・パラリンピアンの考え方や生き方に直接触れることにより、スポー

ツへの関心を高め、夢に向かって努力したり困難を克服したりする意欲を高め、夢や希望にあふれた学校生活を送ることができるようにする。

#### エ オリンピック教育推進のための補助教材の作成・配布

児童・生徒が、オリンピックの歴史やオリンピックムーブメントの意義、オリンピック・パラリンピックの国際親善や世界平和に果たす役割等を正しく理解することをねらいとして、オリンピック教育推進のための補助教材を作成・配布する。

## 2 平成 26 年度全国高等学校総合体育大会（インターハイ）の開催（指導部）

平成 26 年度全国高等学校総合体育大会「煌めく青春 南関東総体 2014」を関東ブロック南関東四都県（東京都、千葉県、神奈川県、山梨県）で合同開催する。

### (1) 総合開会式の開催

平成 26 年 8 月 1 日に味の素スタジアム（調布市）において平成 26 年度全国高等学校総合体育大会総合開会式を実施する。高校生の健全育成を目指す全国高等学校総合体育大会の開幕を宣言するとともに、トップアスリートである選手の入場行進や大会を運営する高校生の姿を全国に広くアピールする。

### (2) 競技種目別大会の開催

#### ア 開催競技等

以下の 7 競技を東京都内で開催する。

競技名	会場	開催期間
体操競技・新体操	国立代々木第一体育館	8 月 2 日（土）～ 9 日（土）
バレーボール	東京体育館及び墨田区総合体育館	8 月 2 日（土）～ 11 日（月）
サッカー女子	駒沢オリンピック公園総合運動場 味の素スタジアム西競技場	8 月 2 日（土）～ 6 日（水）
相撲	国技館	8 月 5 日（火）～ 7 日（木）
弓道	東京武道館	8 月 7 日（木）～ 10 日（日）
テニス	有明テニスの森公園	8 月 2 日（土）～ 8 日（金）
なぎなた	東京武道館	8 月 2 日（土）～ 4 日（月）

#### イ 東京オリンピック・パラリンピックに向けた取組等

(ア) 競技会場にオリンピック等を招き、オリンピック・パラリンピックの気運の醸成を図る。

(イ) 各会場に競技体験コーナーを設け、来場者がスポーツに親しむ機会の充実を図り、スポーツの振興に寄与する。

## 3 部活動振興と競技力向上（指導部）

### (1) 部活動の振興

部活動振興基本計画を踏まえ、指導者の減少や生徒のニーズの多様化等の課題に対応していくとともに、生徒の個性・能力の伸長や社会性、生涯にわたる文化・スポーツ等に親しむ態度を育成するために、部活動の振興を図る。

#### ア 運動部活動指導者講習会の開催

運動部活動の実技や事故防止等について講習会を開催し、顧問教諭の指導力向上

に努める。

イ 全国高等学校総合体育大会（インターハイ）への参加

総合体育大会への参加を通して、都内中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の生徒の健全育成、健康増進及び運動部活動の振興を図る。

ウ 部活動推進指定校の指定

部活動の推進及び体力の向上を図る取組を通して、特色ある学校づくりを一層推進し、生徒の体力や気力を向上させる。

エ 青少年を育てる課外活動支援事業

専門的指導や高度な技術指導を必要とする部活動に対し、相応の資格や指導力を有する外部指導員を重点的に導入する。

オ 地域との連携による都立特別支援学校の部活動振興事業

特別支援教育の充実に資するため、都立特別支援学校の部活動に地域の外部指導員を導入し、児童・生徒の個性や能力を一層伸長する。

(2) 部活動による競技力向上

平成 26 年度全国高等学校総合体育大会（インターハイ）の開催を踏まえ、運動部活動による競技力向上を一層推進する。

ア 都立高校における「スポーツの名門校」づくりに向けた強化拠点事業

都立高校に各スポーツの強化拠点を指定し、全国大会等に出場できるよう競技力の向上を一層促進する。

イ 都立高校における県外遠征の実施

東京都と北海道夕張市による自治体間連携モデル事業の一環として、都立高校生の県外遠征を実施し、競技力の向上を図る。

(3) 体罰のない部活動の推進【新規】

学校体育団体等と連携を図り、全ての顧問教諭や外部指導員を対象として指導者講習会を開催し、基本的なスポーツの指導方法、言葉で伝える力を高める指導法等を研修する。また、生徒の意欲を高める部活動指導を普及するため、児童・生徒の発育・発達や能力・志向に応じて、生き生きとした学校生活につながるような部活動指導を実践している顧問教諭を顕彰し、「Good Coach 賞」を授与する取組などを推進する。

## 6 健康・安全に生活する力を培う

### 1 学校におけるアレルギー疾患対策（都立学校教育部・地域教育支援部）

#### (1) ガイドライン等の資料に基づく体制整備の推進

学校におけるアレルギー疾患のある児童・生徒への対応については、文部科学省監修による「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」（平成20年）に基づき、各学校での体制作りを働き掛けてきた。

平成25年度は、平成24年末に都内の小学校において事故が起きたことを受け、事故の再発を防止するため、予防体制と緊急対応について、同ガイドラインを補完するマニュアル等を庁内外の関係機関と連携して作成・配布し、取組を強化している。

今後も引き続き、以下の点について重点的に区市町村教育委員会及び都立学校へ指導・支援し、更なる体制の強化に向けて働き掛ける。

ア 「食物アレルギー対応委員会」の設置による組織的な対応と強化

イ 学校給食における管理職、養護教諭、学級担任、栄養職員等の役割分担の明確化

ウ 校内研修による実践対応力の醸成

エ 緊急時（アナフィラキシー発症時）における対応

#### (2) アレルギー疾患研修の実施

平成21年度以降、学校教職員等を対象に、専門医を講師とした研修を実施している。平成25年度は、養護教諭、アドレナリン自己注射薬を携帯する児童・生徒の担任教諭及び学校栄養職員等を重点対象として研修を実施した。平成26年度についても、研修内容を充実していく。

### 2 公立学校における食育の推進（都立学校教育部・地域教育支援部）

#### (1) 栄養教諭の配置による食育の推進

ア 栄養教諭の配置

平成20年度から各地区に栄養教諭を計画的に配置し、平成25年度からは複数配置を開始し、食育の推進を図っている。

栄養教諭は、配置校のみならず、各校の食育リーダーを支援しながら、配置地区全体の食育推進を担っている。食育リーダーへの指導・助言をより一層充実し、教科間の調整を図りながら、学校給食を活用した食育を一層推進するため、継続して栄養教諭を配置する。

イ 地場産物を活用した食育の実践研究

地域の自然や文化、地域の食に係る産業、自然環境の恵沢に対する児童・生徒の理解の増進を図るには、「生きた教材」である地場産物を活用した食育が有効である。

栄養教諭は、配置地区で継続して地場産物を活用した食育の実践研究を行い、地区全体の食育の推進を図る。

## 研究内容

- ・地場産物の供給ルートの開拓
- ・地場産物を活用した学校給食のメニューの作成
- ・地場産物を活用した「食に関する指導の全体計画」の作成
- ・生産体験学習など地域に密着した食育の実践

### (2) 学校給食における地産地消

東京都学校給食会や産業労働局と連携し、伊豆諸島の水産物や地場産野菜の円滑な流通を図り、学校給食における地産地消を推進する。

## 3 防災教育の充実（指導部）

### (1) 防災教育補助教材の作成

- ア 防災教育副読本「地震と安全」の作成と配布（都内全小学校・中学校・高等学校・特別支援学校の全児童・生徒）
- イ 小・中学校防災教育補助教材「3.11を忘れない」の作成と配布
- ウ 高等学校科目「保健」補助教材「災害の発生と安全・健康～3.11を忘れない～」の作成と配布

### (2) 都立学校における防災教育の推進

- ア 地域と連携した防災教育の推進を図る「防災教育推進委員会」の活動を推進
- イ 実践的な防災教育を推進するための「地域防災マップ」「震災時帰宅計画」等の作成
- ウ 様々な場面や状況を想定した実践的な避難訓練の実施

### (3) 全都立高校で一泊二日の校内宿泊防災訓練

- ア 定時制・通信制課程を除く全ての都立高等学校等で実施する。
- イ 災害発生時にまず自分の命を守り、次に身近な人を助け、さらに避難所の運営への参加など地域の防災活動に貢献できる人材を育成する。
- ウ 「防災活動支援隊」を編成し、地域の活動に積極的に参加することを通じて、防災に関する実践力を育む。
- エ 避難生活の疑似体験（就寝訓練や備蓄食準備訓練）や関係機関（消防署、警察署、自衛隊等）と連携して防災に係る知識や技能を習得させる。
- オ 学校が避難所となることを想定し、近隣小・中学校、高齢者施設、近隣住民等との連携を強化しつつ訓練を実施する。

### (4) 防災教育拠点校の指定

防災教育に係る実績がある平成24・25年度の防災教育推進校の中で、各学校経営支援センター所、支所ごとに指定された防災教育拠点校は、次の諸事業を実施する。

- (ア) 東京消防庁消防学校等で、宿泊防災訓練を実施する。
- (イ) 年2回開催する防災教育連絡会に参加する。
- (ウ) 外部講師を招聘した講演会しょうかいの開催や地域の総合防災訓練への参加など、地域の防災拠点としての活動を実施する。

(5) 事業の検証、新たな施策の展開

防災教育検証委員会（仮称）を設立し、今までの防災教育推進校の取組の検証を行うとともに、平成26年度以降の新たな施策の展開を検討する。

4 学校における安全教育の推進（指導部）

(1) 安全教育プログラムを活用した安全教育の推進

都内全ての公立学校において、「必ず指導する基本的事項」と年間指導計画等を系統的・体系的に示した安全教育プログラムの活用により、学校の教育活動全体で総合的に安全教育を推進する。

(2) 安全教育推進校の指定

安全教育プログラムの内容を都内公立学校に定着させ、幼児・児童・生徒への安全教育を一層推進するため、安全教育推進校12校を指定する。

5 地域ぐるみの学校安全体制整備の推進（地域教育支援部）

(1) 地域ぐるみの学校安全体制の整備

学校管理下における児童の安全対策は、学校、家庭及び地域が連携して、交通安全、防犯及び災害対策の各観点から、総合的に実施されることが重要である。

そこで、文部科学省の「地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業」を活用し、区市町村教育委員会において実施する、学校が保護者や地域のボランティア等とともに取り組む安全対策の事業を支援している。平成26年度は、20区市が実施を予定している。

(2) 区市町村教育委員会における取組例

ア スクールガードの養成

学校安全のためのボランティアであるスクールガードを養成するため、講習会を開催する。

イ スクールガード・リーダーの配置

防犯の専門家や退職警察官等をスクールガード・リーダーとして委嘱し、学校敷地内及び通学路の定期的な巡回を実施する。実施に当たっては、スクールガードや教職員に対し、警備のポイントや改善点について指導・助言を行う。

また、スクールガード・リーダーとなる人材を確保する必要がある場合は、その育成のための講習会を開催する。

ウ 子供たちの見守り活動

学校安全のために、学校安全ボランティア等を活用しつつ、登下校時におけるパトロールなど、学校・家庭・地域が一体となり子供の安全を見守る活動を実施する。

## 7 教員の資質・能力を高める

### 1 「東京都教員人材育成基本方針」に基づく教員の育成（人事部）

学校の組織的な課題解決能力の強化に向けて、年々増え続けている経験年数の少ない若手の教員を採用時から段階に応じて着実に育成するとともに、次代の学校経営を担うべき人材を確実に確保する必要がある。そこで「東京都教員人材育成基本方針」に基づいた「OJTガイドライン」及び「学校管理職育成指針」を活用して、全ての学校で意図的・計画的に教員の経験や能力、職層に応じた育成を行い、外部との連携・折衝力、学校運営力・組織貢献力の育成を促す。そのため、学校内の日常の業務遂行を通じて、学校全体としてOJTを組織的に取り組むための支援を行うとともに、OJTに先進的に取り組んでいる学校の取組や成果を広く他校に周知し、OJTの一層の拡大を図る。

また、都立学校のOJTの計画的な取組を推進し、組織的な人材育成を更に進めるため、「OJT診断基準」に基づき、順次、各都立学校の取組状況を検証し、指導・助言を行っていく。

さらに、「OJT診断」の手法や成果を広く周知し、各区市町村教育委員会及び小・中学校での取組を推進していく。

教職員研修センターにおいては、引き続き、教育管理職、教育管理職候補者、主幹教諭・指導教諭及び主任教諭にOJTの重要性の理解を図る研修の充実を図っていく。特に、主任教諭を中心としたOJTの充実を図るため、昇任者に対する「OJTガイドライン」に関する研修を継続する。

OJTを効果的に行うため、具体的には、人事考課制度における自己申告書を活用する。自己申告書に示す職務目標の達成に向けて必要な能力を身に付けるために、目標を設定し（計画 Plan）、目標に向けて取り組んだ後（実施 Do）、成果と課題（検証 Check）を明らかにし、次の計画（改善 Action）につなげるなどの取組を通して、教員が主体的にOJTに取り組むようにするとともに、教員一人一人の経験や能力、職層に応じた成長を促し、学校における組織的な人材育成の充実を図っていく。

### 2 優秀な教員の確保（人事部）

#### (1) 理科教育を推進する教員の採用

小学校での理科教育を充実するため、教員採用選考の小学校全科（理科コース）において、採用選考の受験資格に加えて中学校・高等学校教諭の「理科」の免許状を持つ者を採用する。

#### (2) 地方会場における選考の実施

受験者の利便性向上と受験機会の拡充を図るため、東京都内のほか、複数の選考会場を設けて採用選考を実施する。

#### (3) PRの充実・拡大

ホームページ、メールマガジン及びツイッターの配信などによるPR活動に加え、若手教員による「教員採用ナビ」を大学説明会等で積極的に活用するなど、全国の教

員志望者に対して、東京都の教育の魅力や学校の魅力を様々な機会を通じて伝えるなどの取組を講じる。

(4) 全国の大学との連携強化

受験者数の増加を図るため、大学の就職支援室等への働き掛けを強化するとともに、大学関係者との意見交換会を実施したり、選考状況等を大学へフィードバックしたりするなど、きめ細かい情報交換を通じて、大学との連携を強化し、信頼関係を高めていく。

(5) 教員採用候補者への支援

教員採用候補者が、採用後に教員としての職務を円滑にスタートできるよう、専用のホームページを設け、eラーニングによる研修、採用前実践的指導力養成講座の案内及び採用前に役立つ情報の提供等を行っていく。

### 3 教員養成段階における実践的な指導力の育成（指導部）

(1) 東京教師養成塾の運営

東京都の公立小学校教員を志す、都内及び近県に所在する大学の4年生等を対象に、特別教育実習、講義、ゼミナール、体験活動の4講座を実施し、教育に対する熱意と使命感を高め、豊かな人間性と実践的指導力を兼ね備えた教員の養成を目指す。

<目指す教師像>

- 社会の変化や子供・保護者の願いを的確に捉え、実践的指導力や企画力を身に付けた教師
- 幅広い教養を身に付け、総合的な見地から課題解決に当たり、教育活動を創造する教師
- 地域や社会貢献の活動に取り組み、自らの視野を広げ、子供に夢や感動を与え将来への展望を切り開く教師

(2) 教職大学院との連携による優秀な新人教員の養成・確保

ア 目的

都教育委員会は、教職大学院と連携し、より高い実践的指導力・対応力を備え、学校づくりの有力な一員となり得る新人教員を養成・確保する。

イ 教職大学院との連携の内容

優れた新人教員の養成を図るため、教職大学院との連携を実施するに当たり、以下の内容で大学と協定を締結している。

<主な協定内容>

- (ア) 都教育委員会は、連携する教職大学院に「共通科目」及び「学校における実習」の「共通に設定する領域・到達目標」を示す。各教職大学院は、この「到達目標」をカリキュラム・シラバスに位置付けて指導する。
- (イ) 各教職大学院の求めに応じ、都内公立学校を連携協力校に指定し、提供する。
- (ウ) 東京都の教員としての資質・能力を有する者として推薦のあった者について、教員採用選考の特例を設ける。

(3) 採用前実践的指導力養成講座

教員としての第一歩を円滑にスタートできるよう、採用前の段階で、学級経営・

学習指導に関する実践的な指導力や特別支援教育の内容や方法、保護者との信頼関係の構築の仕方などを学ぶことのできる研修を実施する。

ア 実践的に学ぶ学級経営・学習指導

(ア) 対象者 平成 27 年度教員採用候補者名簿登載者

(イ) 講師 主任指導主事等、元公立学校長

(ウ) 内容 学級経営が円滑にできるよう、講義や学校体験を通して、児童・生徒理解や学級集団への指導の仕方を学ぶ。

イ 実践的に学ぶ特別支援教育

(ア) 対象者 平成 27 年度教員採用候補者名簿登載者

(イ) 講師 主任指導主事等、元公立学校長

(ウ) 内容 特別な支援を必要とする児童・生徒への指導が適切にできるよう講義や学校体験を通して、特別支援教育の意義や発達障害の児童・生徒への指導の在り方について学ぶ。

ウ 実践的に学ぶ保護者との信頼関係等の構築

(ア) 対象者 平成 27 年度教員採用候補者名簿登載者

(イ) 講師 指導主事等

(ウ) 内容 保護者との信頼関係や協力体制を築くための方法、学校問題を解決するための初期対応の方法等を学ぶ。

エ 実践的に学ぶ体育の実技指導

(ア) 指導者講習会

a 対象者 都内公立小学校教諭のうち、体育主任等、学校で体育の授業や体育的活動で指導的な立場にある教員と平成 27 年度教員採用候補者名簿登載者のうち小学校教諭採用予定者（中学校・高等学校保健体育科名簿登載者も可）

b 講師 大学教授

c 内容 講義、体づくり運動、ゲーム・ボール運動、器械運動等

(イ) からだであそぼうウイーク

a 対象者 平成 27 年度教員採用候補者名簿登載者のうち小学校教諭採用予定者（中学校・高等学校保健体育科名簿登載者も可）

b 講師 指導者講習会を修了した教員等

c 内容 体育科授業参観、放課後運動遊び、体育科実技講習会等

オ 実践的に学ぶ理科の観察・実験の指導

(ア) 「理科実験」

a 対象者 平成 27 年度教員採用候補者名簿登載者のうち小学校教諭採用予定者（中学校・高等学校理科名簿登載者も可）

b 講師 大学教授等

c 内容 物の溶け方、植物の発芽、成長、結実、電気の利用、月と星など

(イ) 「昆虫・動物ウォッチング」

a 対象者 平成 27 年度教員採用候補者名簿登載者のうち小学校教諭採用予定者（中学校・高等学校理科名簿登載者も可）

b 講 師 多摩動物公園動物解説員

c 内 容 昆虫飼育（講義・実習）、動物の骨格（講義・観察）

カ 実践的に学ぶ道徳の指導

(ア) 対象者 平成 27 年度教員採用候補者名簿登載者

(イ) 講 師 大学教授等

(ウ) 内 容 道徳の時間の指導方法の基礎を、模範授業の参観や、講義等を通して学ぶ。

キ 実践的に学ぶ外国語活動の指導

(ア) 対象者 平成 27 年度教員採用候補者名簿登載者のうち小学校教諭採用予定者（中学校・高等学校英語科名簿登載者も可）

(イ) 講 師 教科調査官等

(ウ) 内 容 外国語活動の意義や指導方法の基礎を学ぶ。

#### 4 若手教員の育成（指導部）

(1) 東京都若手教員育成研修の実施

ア 内容と方法

(ア) 採用から 3 年間で、東京都教員人材育成方針に示された教員に求められる基本的な力を身に付けられるよう、系統的・段階的な研修体系を構築した。

- ・ 1 年次(初任者)研修では、教員としての基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得する。
- ・ 2 年次研修では、授業力の向上を中心に生活指導や学年・学級経営に関する研修等を通して実践的指導力の促進を図る。
- ・ 3 年次研修では、外部との連携・折衝や学校運営・組織貢献に関する研修に重点を置き、現在の様々な教育課題への対応・解決力の拡充を図る。

(イ) 教員が身に付けるべき力について、行動指針としての到達目標を設定し、そのために必要な研修項目や方法、具体的な研修内容を年間シラバスとして策定し、一定基準の力量を形成する。

(ウ) 各年次に応じた到達目標に対して、年間 2 回の自己診断を実施することで、自己の課題を認識させ、改善に努めさせる。また、若手教員の課題について管理職及び指導教員も確認し、個別に課題を教職員とともに解決していくなど、きめ細かい育成を行う。

イ 研修体系

(ア) 1 年次(初任者)研修

○ 校内における研修 180 時間以上

- ・ 授業に関する研修 120 時間以上、授業以外の研修 60 時間以上

○ 校外における研修

- ・ 教育センター等における研修 10 回、宿泊研修二泊三日  
課題別研修半日を 1 回として 6 回

(イ) 2 年次研修

○ 校内における研修 30 時間以上

- ・授業に関する研修 15 時間以上、授業以外の研修 15 時間以上
- 校外における研修 半日を 3 回
- (ウ) 3 年次研修
  - 校内における研修 30 時間以上
  - 校外における研修 半日を 2 回
  - 指導主事等の派遣による<sup>しっかい</sup>悉皆の授業観察 年 1 回

## 5 新人育成教員（再任用短時間勤務教員）の配置（人事部）

ベテラン教員の大量退職に伴う新規教員の大量採用が続いているため、新規採用教員の育成が急務となっている。特に、小学校の新規採用教員は採用直後から学級担任となるため、学級経営の円滑なスタートに向けて重点的に指導を行い、担任を担う教員としての資質・能力を高める必要がある。そのため、平成 22 年度から教員の経験を含め、社会人としての経験のない新規大学卒業者を「学級経営研修生」として指定するとともに、退職した再任用短時間勤務教員を「新人育成教員」として配置し、ペアで学級担任を担わせることにより、学校現場における O J T を基本とした実践的研修を実施している。

経験豊富で指導力のあるベテランの力を活用し、学級経営の基盤となる学習指導力、生活指導力、コミュニケーション能力等、新規採用教員の資質・能力の向上を推進していくとともに、新人育成教員の増員を目指し、退職者に対しては、本制度の周知を図っている。

また、新人育成教員対象の講習会、学級経営研修生の集合研修などを効果的に実施するとともに、新人育成教員の実践報告書の作成・活用を図り、指導を行うことなどを通して、新規採用教員を育成していく。

## 6 英語科教員の海外派遣研修【新規】（指導部）

都内の公立中・高等学校の英語科指導の質的向上を図るため、英語科教員の海外派遣研修を実施する。

### (1) 派遣対象

若手を中心とした英語科教員（中学校及び高等学校）140 名

### (2) 派遣先

英語圏の国（アメリカ・カナダ・オーストラリア・ニュージーランド・イギリスなど）の大学

### (3) 派遣期間

3 か月間

### (4) 研修内容

ア T E S O L（英語教授法）の修得

イ 学術文献の読解、英語での速読、論文の作成等、英語力の総合的なスキルの向上

ウ 実習（現地校の生徒に英語で指導）

エ 教育機関でのインターンシップ

オ 海外の伝統・文化、生活様式等の調査・研究 等

## 7 現職教員の資質・能力の向上（指導部）

### (1) 東京教師道場

#### ア 目的

一定の教員を対象に、授業研究を通して、2年間にわたって継続的に指導・助言を受け、教科等の専門性を一層高めるとともに、他の教員の指導的役割を担うことができる資質・能力の向上を図る。

#### イ 対象

##### (ア) 部員

部員は、班に所属し、「授業力」向上に向け、継続的に指導・助言を受ける。

##### <対象者>

- ・都教職経験年数が4年目から10年目程度の教員
- ・校長が授業力向上のためのリーダーとして育成したい教員
- ・教科等の指導において高い専門性を身に付けようとする教員

##### (イ) リーダー

リーダーは部員の授業力向上に対する助言を行うとともに、自ら資質・能力の向上を図る。

##### <対象者>

- ・教育研究員を修了した教員
- ・東京教師道場で部員として修了した教員
- ・校内等で若手教員育成の実績のある教員
- ・教科等の指導において専門性が高い教員

### (2) 教職大学院を活用した実践的な教員養成の推進

#### ア 目的

都内公立学校の教員を教職大学院に派遣し、確かな指導理論と優れた実践力や応用力を身に付けさせ、学校運営や指導行政において中核的、指導的な役割を果たすことができる教員として育成する。

#### イ 教職大学院との連携の内容

現職教員の資質・能力の向上を図ることを期して、教職大学院との連携を実施するに当たり、以下の内容で大学と協定を締結している。

##### <主な協定内容>

(ア) 東京都は、連携する教職大学院に「共通科目」の「共通に設定する領域・到達目標」を示す。各教職大学院は、この「到達目標」をカリキュラム・シラバスに位置付けて指導する。

(イ) 教育管理職候補者及び現職教員を派遣する。

#### ウ 派遣資格等

(ア) 現職教員は、都内公立学校の主幹教諭・主任教諭・教諭・養護教諭で、都教育委員会が定める在職年数などの条件を満たす者とする。管理職候補者は、管理職選考合格者の中から都教育委員会が指名した者とする。

(イ) 派遣期間は1年間とする。

(ウ) 派遣先は、都教育委員会が協定を締結した教職大学院とする。

### (3) 教育研究員

#### ア 目的

都内各地区の教育研究活動の中核となる教員を養成することにより、東京都の教育の質の向上に資する。

#### イ 実施内容

教育研究員は、都教育委員会の指導方針に従い、担当指導主事等の指導の下、各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動に関する教育内容と教育方法等の実践的研究を行う。

##### (ア) 総会（年 1 回）

研究主題設定及び年間活動計画等の検討を行う。

##### (イ) 月例会（年間 11～14 回）

部会ごとに、設定した研究主題に迫る研究を毎月 1 回程度行う。

##### (ウ) 宿泊研究会

二泊三日の宿泊研究を行う。

##### (エ) 部会別発表会（年 1 回）

部会ごとに研究発表会を行い、研究成果の普及に取り組む。

##### (オ) 研究報告書の作成・配布

研究報告書を作成し、公立幼稚園、小学校・中学校・中等教育学校・高等学校及び特別支援学校等に配布する。

### (4) 研究開発委員会

#### ア 目的

東京都の教員全体の教科等の指導力向上を図るとともに、その成果の普及・啓発することにより学校教育の改善・充実に資する。

#### イ 実施内容

急激な社会の変化や学校における教育実践から提起される様々な教育課題や要請に対応するため、各教科等及び教育課題に関わる教育内容や方法等について研究開発を行う。

##### (ア) 総会（年 1 回）

##### (イ) 定例会（年 10～12 回）

委員会ごとに、全委員会の共通テーマを踏まえた設定した研究主題に迫る研究開発を毎月 1 回程度行う。

##### (ウ) 指導資料説明会の開催（年 1 回）

委員会ごとに指導資料説明会を行い、研究開発の成果について普及・啓発に取り組む。

##### (エ) 指導資料の作成・配布

指導資料を作成し、公立幼稚園、小学校・中学校・中等教育学校、高等学校及び特別支援学校に配布する。

## 8 「学校リーダー育成プログラム」(人事部)

### (1) 「学校リーダー育成プログラム」構築の考え方

主幹教諭選考や教育管理職選考受験者の低迷が続く、学校経営の担い手である教育管理職が不足している現状は、学校教育全体への信頼を揺るがしかねない深刻な事態であり、教育管理職の確保・育成は喫緊の課題となっている。また、大量採用の時代にあつて、若手教員に対して校務の重要な役割を任せざるを得ない現状がある中、教科指導力や生活指導力の向上には力が注がれているものの、将来、教育管理職として活躍する力を有している教員に対する早期段階での学校マネジメント能力の育成は、ほとんど行われていない現状がある。

そこで、将来、各地区等で中核となつて活躍する教育管理職を発掘・育成するために、30歳代の主任教諭2年目以上にある者を選抜して、学校や区市町村教育委員会・学校経営支援センター、人事部及び教職員研修センターが協働して、計画的・継続的にキャリア形成や学校マネジメント能力の育成を図るプログラムを構築する。

### (2) 「学校リーダー育成プログラム」の流れ

#### ア ファーストステップとしての「学校マネジメント講座」

校長、区市町村教育委員会・学校経営支援センターが、将来の管理職候補者として資質・能力のある主任教諭を選抜し、区市町村教育委員会・学校経営支援センター及び学校にて、受講者のキャリア形成や学校マネジメントに関わる講習を受講させる。

#### イ セカンドステップとしての「学校リーダー育成特別講座」

学校マネジメント講座修了者の中から、区市町村教育委員会及び学校経営支援センターが特に選抜した者について、都教育庁人事部主催の年間3回(宿泊を含む。)にわたる学校リーダー育成特別講座を受講させ、地区等の中核となる人材を育成する。

#### ウ 教育管理職B選考受験のメリット

学校マネジメント講座や学校リーダー育成特別講座を修了した者は、教職員研修センターの教育管理職候補者B養成講座を受講することにより、教育管理職B選考の一部が免除される。また、学校リーダー育成特別講座を修了し、教育管理職B選考を受験する者については、区市町村教育委員会は、管理職としてそれぞれの地区内で昇任させること、都立学校は、管理職昇任まで引き続き自校で勤務することができる。

## 9 指導教諭の活用と拡充(人事部)

社会状況の変化に伴い、公立学校の教員に求められる期待や、その内容も大きく広がっている。また、ベテラン教員の大量退職に伴い、指導の経験やノウハウ等を継承し、資質・能力を向上させていくことが一層求められている。

そこで、教員全体の「プロ意識」の涵養や能力・専門性の向上を図るため、学習指導において高い専門性を有し、他の教員に対して優れた指導力を有する指導教諭の任用を、都立学校に引き続き、平成26年度からは区市町村立学校においても開始する。指導教諭の活用により、個々の教員が自ら成長しようとする意欲を引き出すとともに、都内公立学校の教員全体の指導力を高めていく。

## 10 人事交流の促進による人材の育成（人事部）

現在、公立学校では、教員の大量退職、大量採用期を迎えており、人材の育成と活用が喫緊の課題となっている。

そのため、平成 24 年度から、これまで、小・中学校、高等学校、特別支援学校と、校種別に定めていた「教員の定期異動実施要綱」を一本化するとともに、新たに、ステージ制や異校種間人事交流の仕組みを整え、引き続き、人事交流の一層の促進を図っている。

### (1) ステージ制の導入

若手教員の人材育成を図るためには、広域的な人事異動や校種を越えた人事異動を促進し、多様な学校経験を積ませることが重要である。

そこで、平成 24 年度、区部と市部の間、通常の学級と特別支援学級の間又は小・中学校と特別支援学校の間など、教育環境が大きく異なる学校間の異動を促す仕組みである「ステージ制」を新たに導入した。この仕組みを活用し、これまで以上に計画的な人材育成を図る。

### (2) 異校種間人事交流の促進

特別支援教育を担う専門性の高い教員の育成や確保、児童・生徒の発達段階に応じた教科指導や生活指導の向上等を図ることを目的として、平成 24 年度の異動要綱の改正と併せ、小・中学校、高等学校、特別支援学校の間で、期限を定めた異動を行い、期間終了後は元の校種に戻り成果を還元することができるよう、仕組みの充実を図った。

このことにより、例えば、小・中学校と特別支援学校の間、又は高等学校と特別支援学校の間の人異動においては、特別支援教育を必要とする児童・生徒に専門性の高い教育を行っていく上で中核となる教員の専門性を、更に向上させる効果が期待できる。また、例えば、同一地域の中学校と高等学校の間の人異動においては、教科指導や生活指導の継続性を確保し、地域全体の教育力を向上させる効果が期待できる。

平成 26 年度も、これらの仕組みを活用した人事交流を行うことにより、人材育成の促進を図る。

## 11 体罰の根絶に向けた取組の推進【新規】（都立学校教育部・指導部・人事部）

都教育委員会は、平成 25 年 2 月に部活動等の在り方検討委員会を設置して体罰が起こる原因や背景、体罰を根絶していくための対策を検討し、平成 25 年 9 月に、同検討委員会からの提言を受けて平成 26 年 1 月「体罰根絶に向けた総合的な対策」を取りまとめた。

都内全ての公立学校から体罰を一掃していくため、学校や区市町村教育委員会と一体となって総合的な対策を着実に実施し、取組の更なる強化を図っていく。

### (1) 体罰防止に関する教員研修の徹底

校長は全教員に対し、毎年度初めに、体罰関連行為のガイドライン、体罰禁止についての基本的考え方、学校としての方針について周知・徹底を図る。また、都教育委員会は、教員の意識を改革するため、経験年数や職層に応じて体罰防止に関連する研修を繰り返し実施する。特別な研修プログラムや専門家による矯正プログラムを開発・実施する。

(2) 体罰をチェックする機能の強化

体罰関連行為のガイドラインを基に、実際の指導場面を映像化したDVDを活用し、教員はもとより、児童・生徒、保護者を交えて視覚的に確認し、共通認識を深める。体罰等の実態を的確に把握するため、引き続き体罰等実態調査を実施する。

(3) 体罰を容認する風土を刷新するための取組

保護者や地域の関係者に対し、保護者会、学校公開、学校運営連絡協議会等の様々な機会を捉えて、体罰禁止の趣旨と学校の取組を説明して理解を求め、体罰否定の考え方について啓発する。保護者や地域の関係者に対し、学校をより一層公開して、学校の考え方の広報と指導内容・方法の開示に努めるとともに、学校評価アンケート等を活用し学校外からの評価を受ける。

(4) 体罰のない部活動の推進（再掲）

ア 学校体育団体等と連携を図り、全ての顧問教諭や外部指導員を対象として指導者講習会を開催し、基本的なスポーツの指導方法、言葉で伝える力を高める指導法等の研修を行う。また、生徒の意欲を高める部活動指導を普及するため、児童・生徒の発育・発達や能力・志向に応じて、生き生きとした学校生活につながるような部活動指導を実践している顧問教諭を顕彰し、「Good Coach 賞」を授与する取組などを推進する。

イ 都立学校の管理運営に関する規則の部活動に関する規定を見直し、顧問教諭が、生徒や保護者に対し自ら指導方針等を示していくよう、顧問教諭の行うべき基本的な事項を規定する。

学校に外部指導員を導入する場合、委嘱・承諾書等の契約行為を文書で明確に行うとともに、外部指導員と契約を交わす際には、体罰等の違法行為があった場合、契約を解除することについて、あらかじめ確認することを徹底する。

## 12 教職員の健康管理（福利厚生部）

(1) 定期健康診断

ア 都立学校教職員の健康保持・増進を図るため、学校保健安全法、労働安全衛生法等に基づき、一般健康診断（呼吸器系健診、生活習慣病健診、消化器系健診）、採用時及び復職後健診、特定化学物質・有機溶剤等取扱業務従事者健診を実施する。特別健診として、女性健診、VD T健診、腰痛健診、C型肝炎ウイルス検査及び前立腺がん検査を実施する。実施に当たっては、夏季休業期間中における巡回健診や健診機関で実施する来院健診枠の拡大を図り、一般健康診断の受診機会確保に努める。

イ 「教職員健康管理システム」を活用して、定期健康診断の受診促進を図る。また、健診結果が、緊急に医療機関で受診すべき値の場合は、本人及び管理職に緊急連絡を行うほか、二次健診の受診対象者に対して受診勧奨を実施し、疾病の予防や早期発見につなげていく。

(2) 都立学校労働安全衛生管理体制

ア 安全衛生組織

都立学校教職員の職場における安全と健康を確保し、快適な職場環境の形成を促進するため、東京都立学校安全衛生組織等設置規程に基づき、都教育委員会は「都

立学校安全衛生委員会」を設置し、各都立学校に労働安全衛生に関する情報を提供するとともに、各都立学校は教職員数規模に応じて、安全衛生委員会や産業医・衛生管理者等を設置している。

イ 産業医に対する研修会の実施

都立学校産業医に対して、メンタルヘルスを中心とした研修会を年に3回実施する。

ウ 衛生管理者資格取得支援

都立学校教職員が衛生管理者の資格を取得するための講習会等への参加に対し、公費負担を行う。

エ 保護具の措置

都立学校に勤務する職員の労働災害及び健康障害を防止するため、東京都立学校労働安全衛生保護具設置規程に基づき、一般技能職員に対し、保護具を措置する。

### 13 教職員のメンタルヘルス対策（福利厚生部）

(1) ストレス検査の実施

精神的不調は、本人も周囲も早い段階では気付きにくく、本人が不調を自覚しないと相談や受診につながりにくい傾向がある。このため、定期健康診断実施時にストレス検査を行い、本人の早期自覚を促す。

(2) 早期相談体制の充実

精神の不調を覚えた段階で、土曜日及び日曜日に、周りの目を気にすることなく医療機関ではない場所で相談できるよう、区部と多摩地区にそれぞれ相談窓口を引き続き設置する。

(3) 副校長ベーシックプログラム

副校長は学校経営の要であり、副校長が欠けると、学校運営に多大な影響が生じる。このため、副校長昇任時に、総合的な人材育成の一環として、健康相談によるからだのケア、カウンセリングによるこころのケアとともに、実務的な講義や演習などを内容とする「副校長ベーシックプログラム」を実施する。

(4) リワークプラザ東京における復職支援

リワークプラザ東京では、精神疾患で休職した教員の円滑な職場復帰と再休職防止のため、学校で行う職場復帰訓練に対して、健康相談員（医師）、臨床心理士及び復職アドバイザー等を配置し、復職支援を行う。

(5) 啓発

「こころの病」に対しては「早期自覚」「早期対処」が重要との認識に立って、様々な啓発活動を展開する。

ア 学校等が開催するメンタルヘルスセミナー等に臨床心理士を講師として派遣

イ 初任者に対して、個別カウンセリングやセミナーを実施

ウ 全校に配布したDVDや全教職員に配布する啓発冊子を基に校内研修を実施

(6) メンタルヘルス対策会議

関係各部及び専門家を交えた「メンタルヘルス対策会議」を設置し、精神疾患の原因分析から復帰後のケアまで、教職員のメンタルヘルスについて総合的に取り組んでいる。

## 8 質の高い教育環境を整える

### 1 都立高校改革の推進（都立学校教育部）

#### (1) 都立高校改革推進計画の策定

##### ア これまでの都立高校改革の取組

都教育委員会は、平成9年9月に、都立高校改革の長期計画である「都立高校改革推進計画」を策定した。また、具体的な計画として二次にわたる実施計画と、その後の社会状況の変化や教育への期待の高まりを踏まえて、長期計画の一部修正と併せて「都立高校改革推進計画・新たな実施計画」（平成14年10月）を策定した。

これらに基づき、新しいタイプの高校の設置、学区の撤廃などにより学校選択幅の多様化と拡大や、少子化による生徒数の減少に対応するため、地域バランスを考慮した都立高校の規模と配置の適正化など、一人一人の生徒の多様性に対応した弾力的な教育を実施し、中途退学率の低下、都立高校入学者選抜の倍率の回復など、一定の成果を上げてきた。

しかし、個々の生徒に着目してみると、一人一人の能力を伸ばしきれていない実態があることや、依然として中途退学者が多いことなど、都立高校には様々な課題が存在している。

##### イ 我が国の高等学校に係る近年の動向

平成18年12月、教育の根本的な理念や原則を定めた教育基本法が改正され、「公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと」や「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと」などが教育の目標に規定された。

平成21年3月には、教育基本法の改正を踏まえ、高等学校学習指導要領の改訂が行われた。新しい学習指導要領は、知識や技能の習得とともに、思考力、判断力、表現力などを育成し、道徳教育や体育などを充実させることで、確かな学力、豊かな心、健やかな体のバランスのとれた「生きる力」を育むことを基本的な考え方としており、各学校ではその理念を具体化し、確実に実施していくことが求められている。

##### ウ 近年の我が国の社会状況と教育に対する国民や都民の期待

近年の高度情報化の進展による「知識基盤社会」の到来や、国内の産業構造・就業構造の変化に伴う雇用の多様化・流動化の進展、グローバル化が進む中での日本の存在感の相対的な低下など、社会・経済の構造的な変化は、少子高齢社会の到来、さらには、核家族化や地域のつながりの希薄化と相まって、我が国の将来に対する不透明感や閉塞感を増幅させている。

若者の意識を見ても、社会の中に生きるという実感の喪失、規範意識の低下、内向き志向、自分本位な姿勢の広がりなどの変化が見られる。

このような状況の中、教育には、社会の要請に応え、様々な分野において将来の

日本社会をけん引するリーダーを育成するとともに、全ての生徒が個性や適性に  
応じ、自分の能力を最大限発揮して、社会の中で真に自立することができるよう育  
てていくことが求められている。

#### エ 都立高校改革推進計画の必要性

都教育委員会は、都立高校の現状の課題を明らかにするため、これまでの「都立  
高校改革推進計画」の成果を検証するとともに、中学生、高校生、高校生の進学先  
の大学や就職先の企業を含む都民の都立高校に対する意識を調査した上で、平成 23  
年 9 月に、「都立高校と生徒の未来を考えるために―都立高校白書(平成 23 年度版)  
―」(以下「都立高校白書」という。)を作成し、公表した。

都立高校白書では、都立高校の現状において、生徒の学力や体力、規範意識、職  
業的自立意識のほか、教員の資質・能力や学校の経営体制などにおいても、多くの  
課題があることが明らかにされている。今後、都立高校が、教育基本法の改正や学  
習指導要領の改訂の趣旨を踏まえながら、国民や都民の期待に応えるためには、こ  
れらの明らかになった課題の解決に向けて、計画的に取り組む必要がある。

#### オ 都立高校改革推進計画の策定

都教育委員会は、都立高校の更なる改革に向けて計画的に取り組むべき施策につ  
いて長期計画を策定し、主体的な施策の展開と学校での実践を通じて、都立高校の  
改革に取り組む。

### (2) 都立高校改革推進計画の目的等

#### ア 都立高校改革推進計画の目的

本計画は、教育基本法の理念を踏まえ、都立高校が「生徒を真に社会人として自  
立した人間に育成する」ことを目的とするものであり、これからの都立高校が都民  
の期待に応えるため、課題の解決を図り、今後の展望を明らかにする総合的な計画  
である。

#### イ 都立高校改革推進計画の目標

本計画の目的を達成するため、以下の五つの目標を定めるとともに、当該目標の  
達成のため「生徒一人一人の潜在能力を顕在化し伸ばす教育の実践」を基本的な考  
え方として、各施策を展開する。

##### 五つの目標

##### 目標Ⅰ 社会的自立の基盤となる力の確立

自立に必要となる知・徳・体を育成し、都立高校卒業時まで、社会  
人として必要な力を着実に身に付けさせる。

##### 目標Ⅱ 変化する社会の中での次代を担う人間の育成

現在の日本社会が直面する様々な課題の中で、職業的自立に必要な力  
を育成し、グローバル社会で活躍する人間を輩出する。

##### 目標Ⅲ 生徒の育成を担う教員の資質・能力と学校経営力の向上

プロ意識を涵養し、高い専門性と優れた指導力を備えた教員を育て、  
校長のリーダーシップの下、一丸となって生徒を育成する学校とする。

##### 目標Ⅳ 生徒一人一人の能力を最大限に伸ばす学校づくりの推進

課程、学科やタイプに応じ、生徒の能力を伸ばす教育実践の場を提供

する。

目標Ⅴ 質の高い教育を支える教育諸条件の整備

入学者選抜制度の改善、ICT環境の充実、施設・設備の整備、就学機会の提供など、質の高い教育を支える様々な条件を着実に整備する。

ウ 計画期間及び長期計画と実施計画

本計画は、今後の都立高校改革の基本的な方向を示すものとして、計画期間を平成24年度から平成33年度までの10年間とした長期計画とする。

長期計画の実現に向けた具体的な計画として実施計画を策定し、公立中学校卒業生数の推計や社会状況の変化等を勘案しながら、3～4年ごとに定める。

なお、実施計画策定時には、進行中の実施計画の事業検証を行い、必要な修正を行う。

実施計画の区分	計画期間	策定期期
第一次実施計画	平成24年度から平成27年度まで	平成24年2月
第二次実施計画	平成28年度から平成30年度まで	平成27年度予定
第三次実施計画	平成31年度から平成33年度まで	平成30年度予定

# 都立高校改革推進計画の体系図

〔平成24年2月策定〕

目標		改革の方向（施策）	第一次実施計画における取組
	具体的な目標		
Ⅰ 力の確立 社会的自立の 基盤となる	1 学力の定着と伸長	(1) 学校の設置目的に応じた学力の向上	ア 「都立高校学カスタンダード」の策定 イ 「学力向上開拓推進事業」の実施 ウ 言語能力向上のための取組 ア 理数教育推進校の指定
		(2) 理数教育の充実	
	2 道徳性の涵養	(1) 社会貢献意識とその実践力の育成	ア 防災活動の推進
		(2) 規範意識の育成	ア 「生活指導統一基準（都立高校生ルール（仮称））」による生活指導体制の確立
		(3) 道徳教育の推進	ア 道徳教育の充実
		(4) 情報活用能力の向上	ア 外部人材を活用した情報活用能力向上のための取組 イ インターネット等の適正利用の推進
	3 体力の向上と健康	(1) 健全な心と身体の育成	ア 健康づくり推進計画の実施
		(2) 基礎体力の向上	ア 総合的な子供の基礎体力向上策の推進
		(3) 運動部活動の推進と競技力の向上	ア スポーツ名門校づくりに向けた運動部活動の強化
Ⅱ 変化を担う 社会人の中 で成る	1 職業的自立意識の醸成	(1) キャリア教育の推進	ア 系統的なキャリア教育の実践 イ 職業的自立に向けた教育プログラムの実施 ア 若者の「再チャレンジ」に向けた支援の推進
		(2) 中途退学の未然防止と中途退学者等に対する進路支援	
	2 グローバル人材の育成	(1) 次代を担うリーダーの育成	ア 「次世代リーダー育成道場」の実施 イ 海外大学への進学に適應した外国語教育の実施
		(2) 言語能力の向上と英語コミュニケーション能力の育成	ア 言語能力向上のための取組（前掲） イ 英語教育の推進
		(3) 我が国の伝統・文化を愛する心の醸成	ア 日本人としての自覚と誇りの育成
Ⅲ 生徒の 育成を担う 教員の資質・ 能力と	1 教員の資質・能力の向上	(1) 教員の「プロ意識」の涵養	ア 専門性の高い教員の指導力を活用する仕組みの導入 イ 教員の更なる指導力向上のための支援策の拡充
		(2) 研修の充実と強化	ア 東京都教職員研修センターにおける教員の研修内容の充実 イ OJTガイドラインに基づく各校の取組状況の把握と支援
		(3) ICT活用指導力の向上と情報セキュリティ意識の定着	ア ICT活用推進校の指定 イ 学習コンテンツコンテストの開催 ウ 情報セキュリティ研修の充実
		(4) 人事交流の促進	ア 異校種間人事交流の促進
		(5) 教員採用選考の改善	ア 社会人経験者の採用選考の改善
		(6) 教員のメンタルヘルス対策の推進	ア 教員のメンタルヘルス対策の充実
	2 組織的な学校経営の強化	(1) 校長による自律的経営体制の強化	ア 組織マネジメントの向上 イ 公募制人事異動の拡充
		(2) 校長の学校経営を支える経営企画室の機能の充実	ア 経営企画室の経営参画の推進 イ 経営企画室職員の資質・能力の向上
		(3) 学校経営に対する組織的支援の推進	ア 学校経営の充実と見直し イ 管理職及びミドルリーダー層のマネジメント能力の向上
		(4) 教科における組織体制の整備	ア 教科主任の導入
		(5) 外部人材の活用	ア 多様な外部人材の活用
		(6) 地域との連携協力	ア 外部の評価の学校経営への反映 イ 開かれた学校運営の推進

目標		改革の方向（施策）	第一次実施計画における取組
	具体的な目標		
IV 生徒一人一人の能力を最大限に伸ばす	1 普通科高校の改善	(1)進学指導の充実	ア 進学指導重点校等における進学対策の充実 イ 進学指導重点校の新たな指定
		(2)普通科中堅校の活性化	ア 効果的なマネジメントサイクルの構築
		(3)責任をもって生徒を卒業させる仕組みづくり	ア 進路多様校の改善
	2 専門高校の改善	(1)生徒の技術・技能の習得	ア 専門的な技術・技能の確実な習得 イ 資格取得を促進するための支援
		(2)専門高校教員の指導力の向上	ア 専門高校教員の専門的指導力・技術力の向上 イ 専門高校教員の就職指導に必要な能力の向上
		(3)専門教育の見直し・充実	ア 専門高校の学科改編等
	3 定時制課程・通信制課程の改善	(1)定時制課程の改善	ア 定時制課程の教育内容・方法の改善 イ 定時制課程の給食の在り方の見直し
		(2)通信制課程の改善	ア 通信制課程の教育内容・方法の改善
	4 多様なタイプの学校の改善	(1)多様なタイプの学校の改善	ア 中高一貫教育校の改善 イ 総合学科高校・単位制高校の改善
			ウ エンカレッジスクール・チャレンジスクール・新たなタイプの昼夜間定時制高校の改善 エ 多部制の定時制高校の改善
		(2)多様なタイプの学校の規模等の適正化	ア 多様なタイプの学校の規模と配置の適正化
	V 質の高い教育を支える教育諸条件	1 入学者選抜制度の改善	(1)入学者選抜制度の改善
(2)転学・編入学制度の改善			ア 転学・編入学の柔軟な対応
2 ICT環境の整備・充実		(1)ICT環境の充実	ア 都立学校ICT計画に基づく機器設備の見直し・充実
			ア 太陽光発電設備の設置 イ 校舎屋上・壁面の緑化 ウ 校庭等の芝生化
3 安全で環境に優しい施設整備		(1)環境負荷低減を可能とする施設・設備の整備	ア 非構造部材の耐震化（体育館天井材等の落下防止） ア 老朽校舎の改築・大規模改修
		(2)防災拠点としての施設・設備の整備	
		(3)教育内容に応じた計画的な施設・設備の整備	
4 都立高校における特別支援教育の推進		(1)特別支援教育の推進・充実	ア 特別支援教育推進計画に基づく都立高校における特別支援教育の推進
5 就学機会の提供		(1)就学対策の推進	ア 適切な募集枠の設定 ア 在京外国人生徒対象枠の確保
		(2)在京外国人生徒の受け入れ	イ 在京外国人生徒への日本語指導の充実 ウ 外国企業の誘致に向けた英語による教育の実施

## 2 ものづくり人材の育成（都立学校教育部・指導部）

### (1) 小・中学校段階からのものづくり教育

#### ○ わくわくどきどき夏休み工作スタジオ

工業高校、科学技術高校や産業高校において、夏季休業を活用して、小・中学生を対象としたものづくり教室を実施するとともに、親子でものづくりを体験できる「親子ものづくり教室」を講座に設定し、工業高校に関する保護者向けのPR活動の充実・強化を通して、ものづくり人材の育成を行う。

### (2) 産業界のニーズに応える教育カリキュラムの実施

#### ア デュアルシステムの推進

生徒に実践的な技術・技能を身に付けさせるため、企業における長期就業訓練を行い、それを単位として認定し、企業と生徒の双方が合意すれば卒業後にその企業に就職できる「東京版デュアルシステム」を、平成16年度から六郷工科高校で実施している。

この成果を踏まえ、さらに4校の工業高校に拡大することとし、平成23年度には葛西工業高校及び多摩工業高校に、平成24年度には北豊島工業高校及び田無工業高校に導入した。

今後も導入されたデュアルシステムが継続的に実施できるよう体制を整備していく。

#### イ 工業高校における職業訓練機関との連携

職業能力開発センターにおいて、都立工業高校生等を対象にした資格取得のための夏季集中講座を継続して実施し、参加生徒の拡大を図る。

#### ウ 企業OBを含めた熟練技能者の活用

都立工業高校での授業に熟練技能者を外部人材として活用することにより、より高度な技術・技能の習得を図る。

### (3) 複線型ものづくり人材育成ルートの構築（工業高校から高等専門学校への編入促進）

都立工業高校から都立産業技術高等専門学校（以下「高専」という。）への編入枠を設け、毎年度、数名の生徒が編入学している。引き続き、高専及び所管する総務局と連携して、高専への編入学の魅力を生徒に周知し編入学を促進するとともに、編入学後の生徒が円滑に高専での学習に適応することができるよう、入学予定者に対して数学等の補講を実施する。

## 3 専門高校の改善（都立学校教育部・指導部）

### (1) 生徒の技術・技能の習得

生徒の専門性の向上を図るため、専門高校の生徒が在学中に身に付けるべき技術・技能や資格・検定を「都立専門高校技能スタンダード」として策定した。平成26年度は、「都立専門高校技能スタンダード」に基づき、推進校12校において有用な資格の取得を促進するなど、社会が求める専門的な技術・技能を確実に習得させていく。

### (2) 専門高校教員の指導力の向上

専門高校教員の専門的指導力、技術力の向上を図るため、教員が企業等を訪問する機会や研修を充実していく。

### (3) 専門教育の見直し・充実

産業の動向など社会の変化に対応した専門教育を展開するため、都立専門高校改編基本構想検討委員会において、専門高校のニーズの調査結果を踏まえた検討を行い、これを踏まえて専門高校の改編に係る基本計画の策定につなげる。

## 4 都立中高一貫教育校の入学者決定（都立学校教育部）

中高一貫教育校の入学者の決定に当たっては、子供たちの意欲や課題発見・解決能力などの適性を的確にみるのが大切であるとの考えに基づき、学力検査は行わず、報告書（調査書）と面接、作文、適性検査、実技検査を適切に組み合わせて総合的に判断し、入学者を決定することとしている。このことを踏まえ、中高一貫教育校 10 校では、各校で求める子供たちを入学者として決定するため各学校において適性検査問題を作成してきた。平成 27 年度の入学者決定からは、これまで各学校が独自に作成してきた適性検査問題の一層の質の向上を図るため、適性検査問題の一部を共通化する。

また、中高一貫教育校では、様々な個性や卓越した能力を持つ子供が集い、切磋琢磨し、それぞれの可能性をより一層伸ばす教育を行うため、一般枠募集とは別に、特別枠による募集を行っている。

具体的には、都立白鷗高等学校附属中学校では、国語・算数・英語のいずれかの分野で卓越した能力を持つ者及び囲碁・将棋、邦楽、邦舞・演劇など日本の伝統文化に継続して取り組み、卓越した能力のある者を対象とする特別枠を設定し募集を行っている。

また、都立小石川中等教育学校では、自然科学の分野で卓越した能力を持つ者を対象とする特別枠を設定し募集を行っている。さらに、都立立川国際中等教育学校では、海外帰国・在京外国人生徒を対象とする特別枠を設定し募集を行っている。

## 5 都立高等学校の入学者選抜（都立学校教育部）

都立高等学校の入学者選抜については、能力、適性、進路希望が多様化している生徒の実態に対応するとともに、都立高等学校の個性化・特色化を推進するため、平成 6 年度選抜から単独選抜制度に移行した。平成 7 年度選抜から普通科等への推薦選抜制度の拡大を行い、さらに、受検者の学校選択幅の拡大を図るため、平成 15 年度選抜から学区制度を廃止するなど制度改善に取り組んできた。

また、平成 16 年度選抜からは、卓越した能力を持つ生徒の個性を一層伸長させ、併せて各高等学校の個性化と特色化を推進するため、文化・スポーツ等特別推薦を導入し、現行の選抜制度が確立した。

現在、都立高校の入学者選抜は「推薦に基づく選抜（以下「推薦選抜」という。）」と「学力検査に基づく選抜」により実施している。

### (1) 推薦選抜

推薦選抜については、実施校を普通科等に拡大した平成 7 年度入学者選抜以降、大きく変更することなく実施してきたが、学力の高い生徒を早い段階で選抜する状況が見られるなど、学力検査に基づく選抜で求める生徒との違いが不明確になっていた。そのため、平成 23 年度入学者選抜において推薦選抜の趣旨を明確化するとともに、各学校において選抜方法の改善を図るよう「平成 23 年度東京都立高等学校入学者選抜に

おける推薦に基づく選抜の実施方針」に規定した。しかし、依然として推薦選抜の趣旨に沿っていない選抜が行われているなどの実態があったことから、平成 23 年 10 月に外部有識者を含めた「都立高等学校入学者選抜制度検討委員会」を設置し、検討を行った。

本検討委員会では、現行の推薦選抜について、「総じて、調査書点の高い生徒を選抜しており、学力検査に基づく選抜と大きな変わりはない。調査書点の高い生徒を、学力検査に先立って、各校が早期に確保しているのが実態であり、推薦選抜の趣旨が生かされているとは言い難い。」と評価された。一方で、推薦選抜を実施する意義については、次のように再確認された。

- 現在の日本が置かれている状況を踏まえると、これからの日本人には、幅広い視野に基づく教養や専門性、文化、価値観等の多様性を踏まえて関係を構築していくコミュニケーション能力や協調性などの資質・能力が必要であり、推薦選抜はこのような能力を評価するのに適した選抜制度である。
- 平成 24 年度から全面実施となった現行学習指導要領において一層重視されている「生きる力」を育むために、推薦選抜において、各中学校が教育活動の中で子供たちに身に付けさせた様々な力を評価することが、中学校の教育活動に良い影響を与えることになる。

以上のとおり、本検討委員会においては、現行の推薦選抜に課題はあるものの、推薦選抜による入学者選抜の意義は大きいことから、必要な見直しを講じた上で、引き続き推薦選抜を実施していくという一定の方向性を得た。

都教育委員会は、これらの意義を踏まえ、現行学習指導要領の目標を実現するとともに、都立高校改革を推進するため、平成 24 年 4 月 26 日、「東京都立高等学校入学者選抜における推薦に基づく選抜の基本的な考え方」を決定し、推薦選抜の目的を改め、平成 25 年度入学者選抜からこの基本的な考え方に基づいて、推薦選抜を実施した。

〔推薦に基づく選抜の目的〕

基礎的な学力を前提に、思考力、判断力、表現力等の課題を解決するための力や、自分の考えを相手に的確に伝えるとともに、相手の考えを的確に捉え人間関係を構築するためにコミュニケーション能力など、これからの社会にあって生徒たちに必要となる力を評価し、選抜する。

都教育委員会は、推薦選抜の目的を踏まえ、平成 24 年 6 月 14 日に、「平成 25 年度東京都立高等学校入学者選抜における推薦に基づく選抜の実施方針」を策定した。平成 25 年度入学者選抜の推薦選抜は、この実施方針に基づき集団討論及び個人面接の原則全校実施、総合成績に占める調査書点の割合の上限を設定するなど、抜本的な改善を図って実施した。

今後とも、都教育委員会は、より一層推薦選抜の目的に沿った選抜を実施するため、実施状況を把握し、検証するとともに、平成 27 年度入学者選抜に向けての改善策について検討していく。

## (2) 学力検査に基づく選抜

入学者選抜の特色化を図る観点から、学力検査に基づく選抜における具体的な選抜方法については、各高等学校の裁量に委ねられている。

### ア 学力検査の教科等

- (ア) 各高等学校は、国語、社会、数学、理科及び外国語（英語）のうち、3教科から5教科までの範囲で学力検査を実施する。また、各学校の判断により面接、小論文又は作文、実技検査を実施することができる。
- (イ) エンカレッジスクールとして指定された高等学校は、学力検査を実施せず、面接、実技検査等を実施する。
- (ウ) 特色ある教育課程を有する高等学校は、教科に傾斜配点をかけることができる。
- (エ) 一部の高等学校は、生徒の能力や適性、学習到達度等をよりきめ細かく評価するため、学力検査問題（国語、数学、英語）の全部又は一部についてグループで共同作成することができる。
- (オ) 定時制課程の高等学校は、学力検査問題の全部又は一部について自校で作成することができるほか、学力検査に代えて面接、作文を実施することができる。

### イ 学力検査と調査書

- (ア) 各高等学校は、学力検査の得点と調査書点の比率を、7：3、6：4、5：5、4：6のいずれかから選択できる。
- (イ) チャレンジスクール及びチャレンジ枠を有する高等学校においては、調査書の提出を求めず、面接と作文を実施する。

### ウ 特別選考

特別選考では、総合成績により募集人員の8割又は9割に相当する人員を合格候補者とした後、募集人員の2割又は1割に相当する人員について、あらかじめ特別選考実施校が定めた選考資料を用いて選考する。

### エ 選考

選考は、調査書、学力検査、面接、小論文又は作文、実技検査等を総合した成績、入学願書による志望及び都立高等学校長が必要とする資料（自己PRカードを含む。）により行う。

## (3) 学力検査に基づく選抜の改善

学力検査に基づく選抜については、その具体的な選抜方法を各高等学校の裁量に委ねることで、入学者選抜の特色化を図るとともに、各高等学校が期待する生徒の選抜を実現してきた。一方で、選抜制度が複雑化し、分かりにくいという指摘がある。また、入学者選抜は、中学校教育と高等学校教育を接続するという役割を担っている。

このことを踏まえ、中学校で身に付けるべき学力を的確に評価し、選抜することを明確にするとともに、このことが受検生に伝わるよう複雑化した選抜制度を課程や学科等に基づき共通化・簡素化を図り、受検者にとって分かりやすい制度にすることを目的に都教育委員会は、学力検査に基づく選抜の改善に着手した。改善に当たっては、平成25年5月に外部有識者を含めた「都立高等学校入学者選抜検討委員会」を設置し、現行の選抜制度を検証するとともに、改善策について検討を行った。本検討委員会では、全日制課程においては、学力検査の実施教科数を5教科とすること、総

合成績に占める学力検査と調査書の比率を7:3にすることなどを具体的な改善策として検討した。都教育委員会は、本検討委員会の報告を踏まえ、平成28年度の入学者選抜から実施することとした。

平成26年度は、中学校、高等学校に対し、学力検査に基づく選抜の改善の趣旨等について周知するなど、平成28年度入学者選抜における改善策の円滑な実施に向けた取組を行う。

#### (4) 補欠募集（転入学・編入学）について

都立高校では、進路変更や学校生活・学業不適應、家庭事情等の理由で転入学を希望する生徒に対し、欠員状況等に応じて学期ごとに補欠募集（転入学）を実施している。

また、1学年以上の課程を修了し、退学後改めて2学年以上に入学する場合、毎年3月に実施する補欠募集（編入学）に応募することができる。

特に、第一学年の二学期の転入学については、異なる学科への転学、定時制課程又は通信制課程から全日制課程への転学など、一定の条件の下に応募資格等を大幅に緩和して補欠募集を実施している。今後とも、中途退学防止策の一つとして、転入学・編入学による受検機会を提供していく。

## 6 特別支援教育の充実（都立学校教育部・指導部）

### (1) 東京都特別支援教育推進計画

これからの東京都における特別支援教育の推進の方向性について、全都的な視点に立って展望を明らかにする総合的な計画として、平成16年11月に10年間の長期計画として「東京都特別支援教育推進計画」を公表し、併せて平成19年までを計画期間とする第一次実施計画を策定した。

その後、国においては、平成19年4月に学校教育法の一部の改正が行われ、従来の特殊教育から特別支援教育への転換が図られ、盲・ろう・養護学校は、特別支援学校に一本化されるとともに、幼稚園、小・中学校、高等学校等において、発達障害を含む障害のある幼児・児童・生徒に対して適切な教育を行うこととされた。

こうした動向を踏まえ、平成19年11月には、平成20年度から平成22年度までを計画期間とする第二次実施計画の策定を行った。

さらに、都立知的障害特別支援学校の在籍者数の増加に対応するための普通教室の確保、小・中学校における知的な遅れのない発達障害児への支援体制の整備、適切な就学の推進を重要な課題として位置付け、平成22年11月には、平成23年から平成28年までを計画期間とする第三次実施計画を策定した。

なお、本計画の実施に当たっては、計画期間内においても、国の動向や社会情勢の変化、幼児・児童・生徒数の推移や取り巻く環境の変化などを踏まえ、適宜、適切に計画内容の見直しを図っていく。

### (2) 本計画の基本理念

発達障害を含む障害のある幼児・児童・生徒の一人一人の能力を最大限に伸ばすため、乳幼児期から学校卒業後までを見通した多様な教育を展開し、社会的自立を図ることのできる力や地域の一員として生きていける力を培い、共生社会の実現に寄与する。

(3) 平成 26 年度の主な取組

ア 特別支援学校における一人一人の障害に応じた教育の充実

(7) 個別の教育支援計画に基づく支援の充実

福祉・医療・労働などの支援機関が連携して、一人一人のニーズに応じた支援を効果的に実施するためには、「個別の教育支援計画」の作成、活用が必要である。これまでに作成した「個別の教育支援計画の様式」を活用した支援の在り方に関する研究実践を小・中・高・特別支援学校、それぞれにおいて進めていく。

(イ) 特別支援学校における教育効果を高める新たな指導体制の充実（P77 参照）

(ウ) 自閉症教育の充実

小・中学部を設置する全ての知的障害特別支援学校において、引き続き、自閉症の教育課程の編成・実施の充実に取り組むとともに、知的障害特別支援学校の高等部の自閉症教育の充実に取り組む。さらに、小学部から高等部までの一貫した自閉症教育の普及・啓発のため、外部専門家を活用した授業研究を行う。

(エ) 特別支援学校における就労支援の充実（P29 参照）

イ 都立特別支援学校の適正な規模と配置

第三次実施計画策定の際に実施した、平成 32 年度における障害のある児童・生徒数の将来推計に基づき、都立知的障害特別支援学校の再編整備を中心に都立特別支援学校の規模と配置の適正化を図り、教育環境の改善を進める。

(7) 都立鹿本学園の開校

肢体不自由教育部門（小学部・中学部・高等部）と知的障害教育部門（小学部・中学部）を併置する都立鹿本学園を平成 26 年 4 月に開校する。

(イ) 都立青山特別支援学校の開校

知的障害教育部門（小学部・中学部）を設置する都立青山特別支援学校を平成 26 年 4 月に開校する。

(ウ) 都立東部地区学園特別支援学校（仮称）の開校準備

平成 27 年 4 月に、知的障害が軽い生徒を対象として専門的な職業教育を行う知的障害教育部門と肢体不自由教育部門（小学部・中学部・高等部）を併置する都立東部地区学園特別支援学校（仮称）を開校するため、平成 25 年 4 月に設置した開設準備室において、開校に向けた準備を実施する。

(エ) 都立足立特別支援学校高等部職能開発科の設置

都立足立特別支援学校高等部普通科に加え、知的障害が中度から軽度の生徒を対象に基礎的な職業教育を実施し、職務を遂行する上で必要な能力を開発・伸長することを目的とする職能開発科を、平成 26 年 4 月に設置する。

ウ 区市町村における特別支援教育推進体制

第三次実施計画においては、小・中学校の通常の学級に在籍する知的な遅れのない発達障害の児童・生徒に対する支援体制を整備するため、全ての小・中学校に「特別支援教室」を設置し、専門性の高い教員が巡回指導するという「特別支援教室構想」が提案されている。これを受け、また平成 23 年度に設置した検討委員会における検討を踏まえ、目黒区、北区、狛江市、羽村市の 4 区市において、平成 24 年度から平成 26 年度までの 3 か年で、小学校を対象に特別支援教室モデル事業を実施して

おり、導入に当たっての課題の検証を進める。

エ 都立高等学校等における特別支援教育体制

(7) 発達障害の生徒の指導に関する理解推進

発達障害の生徒の指導に関する理解推進に向けて指導資料の作成や研修に取り組む。

(イ) 都立高等学校等における特別支援教育体制の充実

全ての高等学校等において特別支援教育を推進するため、特別支援教育コーディネーターの研修や「都立高等学校等発達障害支援研究協議会」を充実させ、関係機関、専門家等との適切な連絡調整や校内の特別支援教育に関する委員会の円滑な実施等を支援していく。

(ロ) 都立高等学校等における特別支援教育体制整備モデル事業の実施

発達障害の生徒は、チャレンジスクールやエンカレッジスクール、昼夜間定時制高等学校に相当数在籍していると推測されることから、平成 23 年度に設置した「都立高等学校等における特別支援教育体制整備検討委員会」における検討を踏まえ、平成 24 年度から都立高等学校 3 校をモデル校として指定している。今後とも、都立高等学校等における特別支援教育推進体制の構築に向けた、個別指導計画等の作成・活用、進路指導及び生活指導におけるコーディネーター機能の充実、心理の専門家による巡回相談の効果等について、実践的に研究するモデル事業を引き続き実施する。

(エ) 個に応じた指導の充実

個別の教育支援計画や個別指導計画の作成・活用に関する検討委員会や知的障害特別支援学校の取組を参考にした進路指導の充実に関する検討委員会を設置し、個に応じた指導の充実を図る。

(オ) 心理の専門家による相談支援体制

東京都特別支援教育推進室が拠点となり、引き続き、都立高等学校等からの要請に応じて、発達障害に関する専門的な判断や指導に関する相談・助言のできる心理の専門家を派遣して巡回相談を実施する。

オ 全都的な視点に立った人材の育成

教員の採用、育成、異動等に関する現行制度の現状や課題を踏まえ、特別支援教育を推進する専門性の高い人材の育成と確保に関する施策の充実と、制度改善に取り組む。

カ 副籍制度による交流及び共同学習の充実

改訂した副籍ガイドラインや指導モデルを活用し、副籍制度の普及及び啓発を図る。

(4) 第三次実施計画策定以降の新たな取組

ア 病院・施設内分教室におけるタブレット端末の配備【新規】

病院・施設内分教室や訪問教育において、新たにタブレット端末を活用し、児童・生徒に対する個別指導の充実をはじめ、様々な教育活動を展開する。

イ 特別支援学校の施設整備と活用

多様な学習活動に対応できる教室の整備や施設の柔軟な利用の在り方などに関する新たな指針を策定し、学校や児童・生徒の実態に応じた教育環境を整備することにより、障害特性や発達段階に応じた教育活動の充実を図る。

## ウ 発達障害教育の基盤整備

東京都発達障害教育推進会議の提言を踏まえ、都内の公立小・中学校及び高等学校に在籍する、発達障害のある児童・生徒に必要な教育基盤を整備するための新たな施策を検討する。

## 7 児童・生徒のいじめ、暴力行為等への対策の強化（指導部）

### (1) いじめ問題に対する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた子供の心に長く深い傷を残すものであり、いじめはどの学校でもどの学級にも起こり得るという認識の下、日常的に未然防止に取り組むとともに、いじめを把握した場合には、速やかに解決する必要がある。とりわけ、子供の尊い命が失われることは決してあってはならず、早期発見・早期対応を基本として取組を講じる必要がある。

### (2) いじめ問題への対応に当たって念頭に置くべきポイント

ポイント1 教員の指導力の向上と組織的対応《学校一丸となって取り組む》

ポイント2 子供からの声を確実に受け止め、子供を守り通す

《被害の子供を守る》

ポイント3 いじめを見て見ぬふりせず、声を上げられる学校づくり

《周囲の子供に働き掛ける》

ポイント4 保護者・地域・関係機関との連携《社会総がかりで取り組む》

### (3) 四つの段階に応じた具体的な取組

未然防止、早期発見、早期対応、重大事態への対処の四つの各段階において、以下に挙げる項目についての各学校の取組を推進する。

## ア 未然防止

### (ア) 教員の指導力の向上と組織的対応

- ・学校いじめ対策委員会の全校設置、学校いじめ防止基本方針の策定、学級担任による問題を抱えた子供への積極的な働き掛け、学校サポートチームの全校設置、いじめに関する研修の実施

### (イ) いじめを防止し、いじめを見て見ぬふりしないための取組

- ・「いじめに関する授業」の実施、弁護士等を活用した法教育の実施、言葉の暴力撲滅キャンペーン等児童会・生徒会等による主体的な取組への支援、都教委によるいじめ防止カードの作成・配布

## イ 早期発見

### (ア) いじめの「見える化」～子供の日常生活からいじめの萌芽<sup>ほうが</sup>を素早く察知～

- ・定期的な「生活意識調査」の実施、スクールカウンセラーによる全員面接、定期的な個人面談の実施、全教員による校内巡回等を通じた子供の観察、関係機関との連携による学校非公式サイトの監視

### (イ) いじめの「見える化」～被害の子供、周囲の子供からのいじめ情報の確実な受信～

- ・効果的な「いじめ実態調査」の実施・分析・活用、学校いじめ相談メール等の実施、都教委作成のいじめ防止カードの活用、言葉の暴力撲滅キャンペーン等児童会・生徒会等による主体的な取組への支援

- (ウ) 学校いじめ対策委員会によるいじめの確実な発見
  - ・子供の行動の記録、ファイリングの徹底、ファイリングされた情報や生活意識調査等により把握した情報の共有、「いじめ発見のチェックシート」の活用による確実な発見
- (エ) 保護者・地域との連携
  - ・学校便りや保護者会の積極的な活用、保護者相談の実施、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの保護者への紹介、児童館や学童クラブとの連携

#### ウ 早期対応

- (ア) 学校いじめ対策委員会を核とした対応
  - ・把握した情報に基づく対応方針の策定、学校いじめ対策委員会を核とした役割分担の明確化
- (イ) 被害の子供・加害の子供・周囲の子供への取組
  - ・被害の子供の安全の確保とスクールカウンセラー等を活用したケア、加害の子供に対する組織的・継続的な観察・指導等、いじめを伝えた子供の安全の確保、都教委作成のいじめ防止カードの活用
- (ウ) 所管教育委員会・関係機関との連携
  - ・所管教育委員会への報告と所管教育委員会による支援、学校サポートチームを通じた警察・児童相談所等との連携・協力
- (エ) 保護者・地域との連携
  - ・いじめ対策保護者会の開催、PTAの活用、地域人材を活用した登下校時の見守りなどの実施

#### エ 重大事態への対処

- (ア) 被害の子供の保護・ケア
    - ・被害の子供に対する複数の教員によるマンツーマンでの保護、スクールカウンセラーによるケア、スクールソーシャルワーカーによる家庭訪問を通じた家庭状況の把握とケア、適応指導教室への通級等の実施
  - (イ) 加害の子供への働き掛け
    - ・別室での学習の実施、警察への相談・通報、懲戒や出席停止、加害の子供とその保護者に対するケア
  - (ウ) 所管教育委員会・関係機関との連携
    - ・所管教育委員会への報告と連携、児童相談所等の福祉機関や医療機関との連携、都教委の「いじめ等の問題解決支援チーム」の活用
  - (エ) 保護者・地域との連携
    - ・いじめ対策緊急保護者会の開催、PTAの活用、民生・児童委員等との連携
  - (オ) いじめ防止対策推進法に基づく対応
    - ・法第 28 条に基づく調査、法第 30 条に基づく再調査
- (4) 東京都いじめ総合対策の徹底
- 都が作成した「いじめ総合対策チェックシート」を活用し、区市町村教育委員会及び学校は、いじめ総合対策の取組状況の点検・評価を定期的に行う。

(5) 法や条例等に基づいた附属機関等について

いじめ防止対策推進法第 14 条に規定するいじめ問題対策連絡協議会、第 14 条 3 項に規定する教育委員会に設置できる附属機関及び法第 28 条に規定する重大事態が発生した場合に調査を行う組織等について、必要な規程の整備等を行う。

(6) いじめ問題への啓発と継続的な対応

ア ふれあい月間の実施

都内の全公立学校が、いじめ等の問題に対する取組を見直すとともに、的確な指導の充実を図るための「ふれあい月間」を実施する。

(年 3 回実施、6 月・11 月・2 月)

イ 問題行動対策事業の実施

(ア) 東京都いじめ相談ホットライン (24 時間受付の電話相談)

(イ) リーフレット、ポスター、相談カードの配布

ウ いじめ等に関わる相談事業担当者連絡会 (年 2 回)

東京都が実施している各種相談事業を相互に連携させ、いじめ等の問題に対する全庁的な相談体制の充実を図る。

構成：生活文化局、福祉保健局、病院経営本部、警視庁、教育庁

エ 生活指導担当指導主事連絡会の開催 (年 5 回)

区市町村教育委員会の生活指導担当の指導主事によって構成し、いじめ等の問題解決に向け、協議、情報交換、事例検討を行う。

オ スクールカウンセラー活用事業

文部科学省の補助事業により、臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有する臨床心理士を、平成 25 年度、全ての公立小・中学校、中等教育学校、都立高等学校に配置した。また、全公立小・中・高校等に配置したスクールカウンセラーを効果的に活用することにより、小学校第 5 学年の全児童、中学校・高等学校の第 1 学年の全生徒を対象に面接を実施するなど相談体制の充実を図り、不登校やいじめ等の問題行動の未然防止や早期解決を図る。

カ いじめ防止教材の活用

いじめの未然防止、早期発見・早期対応を図るため、各学校でいじめ防止教材 (DVD) 「STOP いじめ～あなたは大丈夫?～」を活用した指導を行い、いじめ問題への対応を充実する。

キ 指導資料「いじめ問題に対応できる力を育てるためにーいじめ防止教育プログラムー」の活用

指導資料「いじめ問題に対応できる力を育てるためにーいじめ防止教育プログラムー」を活用して、各学校がいじめ問題に関する授業や校内研修を定期的実施するよう周知・徹底するとともに、各学校における活用状況や活用した上での成果や課題を調査し、今後の指導資料の改善を検討していく。

ク 問題解決に向けた第三者的相談機能の充実

(ア) いじめ等の問題解決支援チームの設置

学校だけでは解決困難ないじめ等の問題で緊急性があり、かつ専門家等からの助言が必要と判断される問題について、必要に応じて少人数の専門家等によるい

いじめ等の問題解決支援チームを結成し、学校や教育委員会等からの相談に応じるなど、早期の問題解決を図る。

(イ) 問題解決に向けた機動的かつ迅速な相談対応

電話、来所、訪問により、学校等からいじめ等の問題について聴き取り、十分に状況を把握し助言する。専門家等からの助言が必要と判断される場合は、専門家等によるいじめ等の問題解決支援チームを結成し、特に緊急性のある問題については、いじめ等の問題解決支援チームによる学校への訪問を実施するなど、専門家等から直接助言を得る機会を提供する。

(7) 暴力行為等への対応

ア 学校と家庭の連携推進事業

児童・生徒の問題行動（不登校を含む。）の解決及び予防のため、「家庭と子供の支援員」を小・中学校に配置し、学校生活等において課題のある児童・生徒に直接関わるとともに、その保護者からの相談に応じる。

イ スクールソーシャルワーカー活用事業

文部科学省の補助事業により、学校等を拠点とし、教育的及び福祉的なアプローチで学校、児童・生徒、地域、家庭に働き掛けながら問題の解決を図るスクールソーシャルワーカーを区市町村教育委員会等に派遣し、その効果的な活用を図る。

ウ セーフティ教室

保護者・地域住民の参加の下、学校・家庭・地域社会の連携による非行防止・犯罪被害防止教育を行い、都内の全公立学校において児童・生徒の健全育成の活性化及び充実を図る。（年度内に1回以上）

エ サイバー犯罪対策シンポジウム

青少年・治安対策本部及び警視庁と連携し、児童・生徒がネットワーク上のルールやマナーなど情報コミュニケーション技術を正しく学ぶことにより、サイバー犯罪から児童・生徒を守る。

オ 生活指導研修資料の活用

教職員向けの指導資料リーフレット「暴力行為のない学校づくりに向けて」「子供の命を守ろう」「学校におけるいじめ問題の解決に向けて」を活用して研修を行うなど、暴力行為の未然防止や自殺予防、いじめ問題への対応の充実に向けた取組を推進する。

## 8 児童・生徒の不登校への対策の強化（指導部）

(1) 不登校対策事業

ア スクールカウンセラー活用事業（再掲）

文部科学省の補助事業により、臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有する臨床心理士を、平成25年度、全ての公立小・中学校、中等教育学校、都立高等学校に配置した。また、全公立小・中・高校等に配置したスクールカウンセラーを効果的に活用することにより、児童・生徒や保護者からの相談に適切に対応するなど、不登校やいじめ等の問題行動の未然防止や早期解決を図る。

イ 学校と家庭の連携推進事業（再掲）

児童・生徒の問題行動（不登校を含む。）の解決及び予防のため、「家庭と子供の支援員」を小・中学校に配置し、学校生活等において課題のある児童・生徒へ直接関わるとともに、その保護者からの相談に応じる。

ウ ふれあい月間の実施（再掲）

都内の全公立学校が、いじめ等の問題に対する取組を見直すとともに、的確な指導の充実を図るための「ふれあい月間」を実施する。

（年3回実施、6月・11月・2月）

エ 不登校・若者自立支援フォーラムの開催

不登校を克服した人の話や、不登校を解消した具体的な事例を聞くフォーラムを開催し、不登校児童・生徒に対する学校復帰に向けた支援を行うとともに、児童・生徒に対する支援をしている教員、適応指導教室職員、相談担当者、保護者等の意識を啓発し、今後の取組や連携の一層の推進を図る。

オ スクールカウンセラー配置校連絡会の実施

スクールカウンセラー配置校校長及びスクールカウンセラー活用事業の担当指導主事を対象として、スクールカウンセラーの効果的な活用や、学校の相談体制の構築に向けて、連絡・協議や情報交換等を行う（年2回実施）。

カ 学校不適応対応連絡協議会の開催

区市町村教育委員会の学校不適応対応担当指導主事等によって構成し、学校における相談・指導の在り方について情報交換や協議等を行う（年2回実施）。

(2) 教育相談事業

ア 電話相談、来所相談及び電子メールによる相談

(ア) 教育相談

幼児から高校生相当年齢の子育て、いじめ、不登校、集団不適応、学業不振、発達障害、体罰、学校でのセクシュアル・ハラスメントなど、家庭教育や学校教育に関わる相談を実施する。

(イ) 高校進級・進路・入学相談

高校の進級、進路、入学、卒業や高等学校卒業程度認定試験などに関する相談や情報提供を実施する。

(ウ) 東京都いじめ相談ホットライン

いじめの問題に悩む子供や保護者からの電話による相談を24時間体制で実施する。

イ 学校や家庭への支援

(ア) 専門家アドバイザースタッフの派遣

生徒等の関わるいじめ、不登校、集団不適応等の問題の解決のため、専門家アドバイザースタッフを学校等に派遣する。

(イ) 学生アドバイザースタッフの派遣

生徒等の不登校、登校しぶり、いじめ等の問題の解決に資するため、生徒等に対する話し相手及び遊び相手として、学生アドバイザースタッフを学校等に派遣する。

#### (ウ) 要請訪問の実施

学校、教育相談所（室）及び適応指導教室等における教職員等の教育相談に係る資質の向上や、校内における教育相談体制の改善・充実を図るため、学校等からの要請に応じて所員等を派遣する。

#### (エ) 青少年リスタートプレイス

東京都教育相談センターでは、「青少年リスタートプレイス」を設置し、高校を中途退学した者、高校での就学経験のない者、また、進路選択を控えながらも中学校で不登校の状態にある者やその保護者等を支援する。

##### ・電話相談・来所相談

リスタート登録やつどい等に関する問合せや申込み、都立高校への入学・転学・編入学等の様々な相談に応じる。

##### ・リスタート登録

リスタート登録した者に「リスタート通信」を送付し、進路に関する情報の提供を行う。

##### ・進路相談会

都立高校への入学について、具体的な情報の提供と個別相談を受け付け、適切な進路選択ができるよう支援する。

##### ・つどい

アドバイザーからの助言を交え、心と身体のこと、就学に係る制度のこと、将来のことなどについて学び、考え、語り合う場を提供する。

##### ・就学サポート

高校を中途退学した者等、現に学校に籍がない者に対し、進路に関する面談を計画的、継続的に行い、都立高校への就学等に向けたきめ細かな支援を行う。

#### ウ 教育相談体制の充実

##### (ア) 教育相談機関との連携の促進

各区市町村教育相談機関との連携を促進し、実態を踏まえた支援を行うことにより、都全体の教育相談機能の向上を図る。

##### (イ) 都立学校への支援

児童・生徒の抱える問題の解決のため、都立学校の教職員に対して教育相談的視点から支援を行い、学校の教育相談体制の構築や教育相談活動の充実を図る。また、都立学校教育相談担当者連絡会を実施するとともに、積極的な支援を行う。

## 9 小学校との連続性を踏まえた就学前教育の充実（指導部）

### (1) 就学前教育プログラム及び就学前教育カリキュラムの更なる活用の促進

就学前教育プログラム及び就学前教育カリキュラムの更なる活用の促進を図り、幼稚園・保育所と小学校とが連携を強化し、教員等の研修を工夫・改善するなど、就学前教育と小学校教育の担当者が、それぞれに連続性を踏まえた教育を推進できるよう支援する。

また、就学前教育カリキュラム及び就学前教育カリキュラム活用ハンドブックの活用の促進を通じて、就学前教育施設において、小学校教育との連続性を踏まえた保

育・教育の内容や方法の見直し及び改善を推進する。

(2) 保育・教育関係者及び都民に向けた理解推進

就学前教育と小学校教育との円滑な接続及び就学前教育の重要性について、保育・教育関係者及び都民を対象とした講演等の実施を通じて、更なる理解推進を図るとともに、就学前教育プログラム及び就学前教育カリキュラム、幼児の規範意識を高めるためのリーフレット等、都教育委員会作成資料の趣旨及び内容について、一層の啓発を図る。

10 公立小・中学校、中等教育学校前期課程、通常の学級の学級編制（地域教育支援部）

(1) 学級編制の仕組みと制度の変遷

公立小・中学校、中等教育学校前期課程の学級編制については、国が義務教育の全国的水準の維持向上を図るため、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」（以下「標準法」という。）で、一学級の児童・生徒数の標準を定め、これに基づき都道府県教育委員会が基準を定めている。

平成 23 年 4 月の標準法の一部改正により、昭和 50 年度に小・中学校が 40 人学級となって以来 30 年振りに、小学校第 1 学年に係る学級編制標準が 1 学級当たり 40 人から 35 人に改められたため、都教育委員会は、東京都公立小学校、中学校及び中等教育学校の前期課程の学級編制基準（以下「東京都学級編制基準」という。）を改正し、小学校第 1 学年について、1 学級当たりの児童数を 35 人とした。

また同改正では、区市町村が地域や学校の実情に応じ、弾力的に学級を編制できるようにするため、区市町村教育委員会が都道府県教育委員会の定める学級編制基準に従って学級を編制し、都道府県教育委員会に事前協議を行い、その同意を得るという従前の制度を見直すとともに、個別の学校の実情に応じて、少人数指導やチームティーチングを実施するなど、弾力的な運用を許容することとした。

これにより、区市町村教育委員会は、平成 24 年度から、都道府県教育委員会の定める学級編制基準によりつつ、区市町村教育委員会の権限と責任の下で学級を編制し、都道府県教育委員会に事後届出を行っている。

さらに国は、平成 24 年度から、教員の加配により小学校第 2 学年においては、1 学級当たりの児童数を 35 人とする学級編制を可能とする予算措置を行うこととしたため、都教育委員会は、平成 24 年 4 月 1 日付けで東京都学級編制基準の備考欄を改正した。

なお、都教育委員会は、中 1 ギャップ等の予防・解決のため、平成 25 年 4 月 1 日付けで東京都学級編制基準の備考欄を改正し、都独自の教員加配により、中学校第 1 学年において 1 学級当たりの生徒数を 35 人とする学級編制を可能としている。

(2) 学級編制に関する都教育委員会の考え方

平成 13 年の標準法の一部改正により、国の基準を下回る学級編制基準を定めることができるようになり、40 人を下回る学級編制基準を設定することが法的に可能になったが、都教育委員会は、生活集団としての教育効果を考えた場合、児童・生徒が互いに切磋琢磨し、社会的適応能力を育むため、学級には一定の規模が必要と考えている。

さらに、基礎学力の向上に配慮して、きめ細かな指導を行っていくためには、教科等の特性に応じた多様な集団を編成できる少人数指導が有効であると考えており、引き続き、その充実に努める。

<平成 26 年度 東京都学級編制基準（通常の学級）>

学校の種類	学級編制の区分	1 学級の児童又は生徒の数
小学校	同学年の児童で編制する学級	40 人 (第 1 学年の児童で編制する学級にあつては、35 人)
	連続する二つの学年の児童で編制する学級（複式学級）	10 人
中学校及び 中等教育学校 前期課程	同学年の生徒で編制する学級	40 人

備考

- 1 小学校第 2 学年及び中学校第 1 学年にあつては、同学年の児童又は生徒で編制する学級の基準により算定した学級の平均の児童又は生徒の数が 35 人を超える場合において、一学級の児童又は生徒の数を 35 人として、学級を編制することができる。
- 2 小学校の連続する二つの学年の児童で編制する学級で、一つの学年（第 1 学年及び第 6 学年を除く。）の児童数が 6 人以上の場合並びに第 1 学年及び第 6 学年にあつては、その学年を一つの学級として編制する。

<学級編制状況（通常の学級）>

（平成 25 年 5 月 1 日現在）

	小学校			中学校		
	児童数(人)	学級数(学級)	1 学級当たりの児童数(人)	生徒数(人)	学級数(学級)	1 学級当たりの生徒数(人)
区 部	346,020	11,543	29.98	135,764	4,042	33.59
市 部	199,798	6,495	30.76	90,627	2,653	34.16
町村部	4,278	190	22.52	2,055	93	22.10
全 都	550,096	18,228	30.18	228,446	6,788	33.65
全 都	550,736	18,239	30.20	226,420	6,657	34.01

（注）日本語学級の在籍児童・生徒数及び学級数を除く。

都立中学校及び中等教育学校前期課程の在籍生徒数及び学級数を除く。

(3) 日本語学級の設置

区市町村教育委員会は、外国籍の児童・生徒や中国・韓国からの帰国児童・生徒など、日本語能力が十分でない児童・生徒に対し、日本語の習得を目的とする授業を行うことにより、通常の教科についての学習理解及び生活習慣の習得を容易にし、教育効果の向上を図るため、都教育委員会の要綱に基づき日本語学級を設置している。

日本語学級は昭和 46 年から設置され、平成 25 年度には、小学校では 11 区 3 市の 19 校に 28 学級、中学校では 5 区 1 市の 8 校に 12 学級が設置されている。

#### (4) 義務教育未修了者に対する施策

区市町村教育委員会は、学校教育法施行令により、任意の判断で二部授業（夜間学級）を行うことができるとされている。中学校夜間学級は、戦後の混乱期における家庭的、経済的理由による中学校の長期欠席者の就学対策として、昭和 26 年に設置されたものであり、現在は、病気等やむを得ない事情により学齢を超過し、義務教育未修了となった者を入学許可の条件としている。

平成 25 年度には、都内 7 区 1 市の 8 校に中学校夜間学級が設置されており、都教育委員会では、設置区市への財政措置等を行い、整備充実を図っている。

また、学校教育法の附則により行うことができる通信教育課程については、千代田区立神田一橋中学校に設置されている。

なお、学齢を超過した義務教育未修了者は、文部科学省が実施する「中学校卒業程度認定試験」を受験することが可能であり、本試験には都教育委員会も実施に協力している。

### 11 小 1 問題・中 1 ギャップの予防・解決のための教員加配（地域教育支援部・人事部）

#### (1) 教員の加配

ア 小学校や中学校への入学直後の時期は、その後の充実した学校生活を子供たちが送るための基礎を固めるための重要な時期である。この時期に、小 1 問題や中 1 ギャップが発生すると、子供たちが学力を身に付ける上で必要とする基盤を構築することが困難となることから、小学校第 1 学年及び中学校第 1 学年においては、教員の加配を行い、学級規模の縮小やティームティーチングを行うなど、多様な選択肢の中から地域や現場の実態を踏まえた最適策を選択する制度を、平成 22 年度より開始した。

なお、小学校第 1 学年から第 2 学年への進級の際、都内の約 9 割の小学校でクラス替えを行わない実態から、学年進行に従い小学校第 2 学年も教員加配の対象とすることとした。また、平成 22 年度には、小学校第 1 学年及び中学校第 1 学年について、教員の加配により 1 学級 39 人編制を可能とした。

イ 平成 23 年度は、前年度より 1 人逡減して、教員の加配により小学校第 1 学年及び中学校第 1 学年については 1 学級 38 人の、小学校第 2 学年については 1 学級 39 人の編制を可能とした。ただし、平成 23 年 4 月の標準法の改正とこれに伴う東京都学級編制基準の改正により、小学校第 1 学年に 35 人学級編制が導入されたため、小 1 問題・中 1 ギャップの予防・解決のための教員加配は、小学校第 2 学年と中学校第 1 学年において実施した。

ウ 平成 24 年度は、小学校第 2 学年について、国の教員加配制度により 1 学級 35 人編制が可能となったため、中学校第 1 学年のみ前年度より 1 人逡減して、教員の加配により 1 学級 37 人編制を可能とした。

エ 中学校第 1 学年については、いじめの認知件数が最も多いなどの課題があるため平成 25 年度から、教員の加配により 1 学級 35 人編制を可能としている。

(2) 学校の実情に応じた加配教員の活用

- ア 加配教員の活用方法としては、学級規模の縮小、チームティーチングなどを想定している。
- イ 加配目的に沿った活用であることを確認した上で、都教育委員会が決定する。

12 小・中学校適正規模化推進（地域教育支援部）

都内公立小・中学校の児童・生徒数は、昭和 50 年代半ばをピークに減少に転じ、平成 10 年代以降は、おおむね横ばいの状況にある。平成 25 年度における児童・生徒数は、最大規模時と比べ約半分となっているのに対し、都内公立小・中学校数は、最大規模時と比べ 9 割強となっており、児童・生徒数の減少幅に比べ学校数の減少幅は小さくなっているため、学校が小規模化している。

小規模校には利点もある一方で、児童・生徒同士の切磋琢磨が困難であることや、人間関係が固定化しがちであることなどの課題が指摘されている。

都教育委員会は、平成 18 年度に実施された小・中学校の適正規模に関する意見交換会における区市町村教育委員会からの要望を踏まえ、平成 19 年度から「新しい学校づくり重点支援事業」を開始した。

「新しい学校づくり重点支援事業」では、平成 28 年 4 月 1 日までに適正規模・適正配置に伴って設置される公立小・中学校を「新しい学校づくり重点支援校」として指定し、新しい学校づくりを人的・財政的に支援している。この事業により、平成 19 年度の開始以来平成 25 年度までの間に、公立小学校 66 校を 30 校に、中学校 39 校を 19 校に適正規模化する取組を支援してきている。

13 外国人児童・生徒への指導の充実（都立学校教育部・指導部）

(1) 日本語指導が必要な外国人生徒の実態の把握

都教育委員会は、文部科学省が実施する「日本語指導が必要な外国人児童生徒の受入状況等に関する調査」に、平成 19 年度から、中学校卒業後の進路希望や在籍期間など都独自の調査項目を加えて実態調査を実施している。

なお、文部科学省が平成 20 年度から本調査を隔年実施としたため、調査未実施の年度については、都教育委員会が独自に実態の把握に努めている。

(2) 都立学校における、外国人生徒に対する日本語指導等の充実

ア 都立学校における日本語指導が必要な外国人生徒のうち、現在、学校において日本語指導等の特別な指導を受けていない生徒を対象に、1 学年の年間にわたって、外部人材派遣による個別指導を行う。

イ J S L（第二言語としての日本語）カリキュラムを普及・啓発するための教員研修の実施

日本語指導と教科指導を統合し、学習活動に参加する力の育成を目指したカリキュラムについての研修を実施し、教員の日本語指導についての力量を高める。

ウ 国際理解教育推進委員会の開催

幼稚園、小学校及び中学校における日本語指導を推進するために、区市町村教育委員会の指導主事による日本語指導に関わる情報交換及び指導主事の日本語指導のための施策に関わる研修を実施する。

## エ 外国人児童・生徒相談

### (7) 外国語による教育相談の充実

- ・中国語、英語、韓国・朝鮮語の通訳を配置し、電話相談及び来所相談による対応を行う。
- ・主として、日本の学校制度に関すること、就学や都立高校への入学に関すること、学校での生活適応等に関することについての教育相談を受け付ける。

### (4) 進路相談会

- ・中国語、英語、韓国・朝鮮語の通訳を配置し、進路に係る個別相談会を行う。
- ・年間5回実施する進路相談会のうち、2回目から4回目までの個別相談会において通訳を介した個別相談会を実施する。

## オ 外国人児童・生徒相談に関する情報提供

### (7) 相談者に応じた情報提供

区市町村等の外国人相談窓口の調査等を行い、相談者に応じた情報提供を行う。

### (4) 都立高等学校入学者選抜に関する情報の翻訳及びホームページへの掲載

- ・「都立高校への入学を目指す皆さんへ」（日本語総ルビ版）を作成する。
- ・「高校入学・進路に係る用語集」（中国語、英語、韓国・朝鮮語版、日本語総ルビ版）を作成する。

### (4) 外国人児童・生徒相談の周知及び活用の促進

- ・事業リーフレット等の作成及び配布を通じ、外国人児童・生徒相談の周知と活用を促進する。
- ・公立学校日本語学級、在京外国人入学者選抜実施高等学校等を訪問することにより、外国人児童・生徒相談の周知及び活用を促進する。

### (3) 「在京外国人生徒対象」の募集枠の検討

中学校における日本語指導が必要な在京外国人の生徒数の動向や、入学者選抜の応募状況等を勘案し、「在京外国人生徒対象」の適切な募集枠の在り方について検討を進める。

## 14 小・中学校の校務改善の推進（人事部）

平成24年3月8日に校務改善の基本的な実施方針である「小・中学校の校務改善推進プラン」を策定した。本推進プランは、役割分担の明確化（経営支援部の設置により、教職員間の役割分担の明確化を図る等）や業務改善（調査・報告、各種通知・配布物の縮減及び改善の取組等）等の具体的方策を提案している。

平成25年度は、昨年度よりも93校増の325校が経営支援部を設置し、組織的な業務遂行や役割分担の明確化など様々な校務改善を実践してきた。こうした取組を都内の全公立小・中学校に普及・拡大させるため、都教育委員会は、区市町村教育委員会と連携し、公立小・中学校の校務改善の取組を積極的に支援していく。

### (1) 都教育委員会の取組

#### ア 校務改善月間

11月を校務改善月間とし、1校1改善運動等を実施

#### イ 校務改善表彰

校務改善に関して実績を上げた団体や貢献度の高い個人に対して表彰を実施

- ウ 副校長経営力アップ研修の実施
- エ 校務改善ニュースの発行等
- (2) 東京都及び区市町村教育委員会が一体となった行政側の主な取組例
  - ア 「学校の負担軽減のための調査、通知、配布物の縮減・改善指針」の実施
  - イ 非常勤職員情報提供システムの運用
- (3) 学校及び区市町村教育委員会の主体的な取組例
  - ア 経営支援部設置校の更なる拡大や経営支援機能の強化
  - イ 学校組織内での校務分掌の明確化と主・副担当制の導入、実施

## 15 組織マネジメントの向上（人事部）

校長のリーダーシップの下、特色ある学校づくりを推進するには、組織的な学校経営を支える主幹教諭や主任教諭を有効に活用し、全教員の能力を最大限に引き出す学校経営が必要である。

このため「OJT診断基準」「執務ガイドライン」を活用し、東京都学校経営支援センター（以下「支援センター」という。）と連携して、各校の状況を把握し、指導、助言を行い、組織マネジメントの一層の向上を図っていく。

## 16 校長のリーダーシップ（都立学校教育部）

校長がリーダーシップを発揮し、より自律的な学校経営を行っていくために、PDCAサイクルに基づくマネジメントシステムによる学校経営計画を中心とした組織的取組を推進するとともに、支援センターによるきめ細かい支援を引き続き行うことにより、校長の学校経営を支援し都民に信頼され特色ある都立学校づくりを推進する。

### (1) 学校経営計画の策定

学校の自律的改革を推進し、教育の質的向上を図るため、各学校が自ら学校経営計画を立て、教育活動を実施し、その自己評価を行い、改善を図るマネジメントシステムを導入している。

今後は、支援センターが蓄積してきた学校経営のノウハウを、各校の学校経営計画に反映させる仕組みを構築し、マネジメントシステムに基づく自立的な学校経営が更に推進されるよう支援する。

### (2) 自律経営推進予算

校長がリーダーシップを発揮するためには、予算面での裁量権限についても拡大する必要がある。このため、これまで各学校へ画一的に予算配付し、学校の主体性が発揮しにくかった予算制度を見直し、校長が主体的に予算執行計画の策定から執行までを行う仕組みである自律経営推進予算を導入している。

自律経営推進予算の編成には、経営企画室が積極的に関与し、学校経営計画との整合性を高める必要があるため、経営企画室の経営参画を更に促し、特色ある都立学校づくりを推進していく。

### (3) 重点支援校制度

学校経営計画に定める目標に対し、先進的な取組を行う計画を持ち、高い成果が

見込まれる都立高校を重点支援校として指定し、学校経営面、人事面及び指導面で、学校の状況に応じた必要な指導・助言・支援を行うことにより、学校の改革を一層推進する。

これにより、他の都立高校においても、活性化を図るために創意工夫するという波及効果を生み出すとともに、都民に信頼される魅力ある都立高校づくりを進めていく。

<重点支援校指定校数>

平成 15 年度	15 校	平成 19 年度	9 校	平成 23 年度	11 校
平成 16 年度	14 校	平成 20 年度	9 校	平成 24 年度	5 校
平成 17 年度	12 校	平成 21 年度	9 校	平成 25 年度	6 校
平成 18 年度	15 校	平成 22 年度	9 校	指定校数累計	114 校

## 17 教科主任・教科会による組織的学習指導の推進（都立学校教育部）

教科主任・教科会による、各教科の指導の目標・方針の共有や授業進度の調整、教科指導に関する校内での人材育成の取組等について、支援センターが年間の学校訪問を通じて検証し、組織的学習指導の徹底を図るとともに、目標達成に向けて継続的な指導を実施する。

## 18 公立学校施設耐震化の推進（総務部・都立学校教育部・地域教育支援部）

都教育委員会は、平成 24 年 11 月に修正された「東京都地域防災計画」、平成 23 年 11 月策定の「東京都防災対応指針」、及び平成 24 年 3 月策定の「東京都第四次地震防災緊急事業 5 箇年計画」、並びに平成 24 年 3 月改正の「東京都耐震改修促進計画」に基づき、学校における震災対策を推進する。

### (1) 都立学校における震災対策の推進（都立学校教育部）

都教育委員会は、阪神・淡路大震災を契機とし、災害時における児童・生徒等の安全を確保するとともに、被災した都民の避難場所としての機能を充実するため、東京都耐震改修計画等に基づき、都立学校校舎等の耐震補強や改築を計画的に推進し、平成 22 年度末までに全ての都立学校の耐震化を完了した。

一方、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災においては、全国の多くの学校施設で天井材、照明器具、外壁（外装材）など非構造部材の落下による被害が発生した。都立学校でも一部かつ軽微ではあるが、天井材が落下するなどの被害が発生したことから、特に天井高が高く致命的な事故につながるおそれがある体育館を優先して、天井材等の落下防止対策を計画的に実施している。

#### ア 体育館の非構造部材の耐震化

平成 24 年度に実施した専門家による総点検の結果を踏まえて平成 25 年度から 3 か年（27 年度まで）の耐震化改修工事を計画的に行っている。

#### イ 校舎棟等の非構造部材の耐震化

平成 25 年度に実施した専門家による総点検の結果を踏まえ、平成 26 年度から耐震化改修工事を計画的に行っていく。

(2) 公立小・中学校における震災対策の推進（地域教育支援部）

ア 公立学校施設耐震化支援事業

学校施設は、児童・生徒が一日の大半を過ごす活動の場であるとともに、災害発生時には地域住民等の避難場所としての役割を果たすことから、その安全性の確保は極めて重要である。

平成 20 年 6 月に地震防災対策特別措置法が改正、施行され、公立小・中学校等の校舎等について、国庫補助率引上げ等を内容とする公立学校施設の耐震化促進措置が、平成 27 年度まで講じられている。

都教育委員会としても、学校施設の緊急性・重要性に鑑み、全ての小・中学校等の耐震化を早急に進めるため、都独自の支援事業を平成 20 年度から実施している。

また、東日本大震災を契機に、その重要性が再認識された非構造部材の耐震化についても、平成 25 年度から支援事業を実施することとした。

(ア) 構造体耐震化財政支援

- ・国庫補助単価と実勢単価との単価差補助
- ・国庫補助金と起債可能額を除く設置者負担額の補助

(イ) 非構造部材耐震化財政支援

- ・国庫補助金と起債可能額を除く設置者負担額の補助

(ウ) 非構造部材耐震化人的支援

区市町村へ専門的技術者（建築士等）の活用を促し、非構造部材の耐震化を支援（文部科学省「公立学校の屋内運動場等の天井等落下防止対策加速化事業」を活用）

イ 都内公立小・中学校及び幼稚園施設の耐震診断及び耐震改修状況

平成 25 年 4 月 1 日現在における公立学校の耐震改修状況調査の結果では、公立小・中学校及び幼稚園の建物（校舎及び屋内運動場）7,095 棟のうち、旧耐震基準により建築された建物は 5,166 棟、全棟数に占める割合は 72.8%であり、耐震診断が終了した建物は 5,163 棟、耐震診断実施率は 99.9%である。

耐震診断の結果、耐震性を有する建物及び既に補強済みの建物は 5,039 棟であり、新耐震基準により建築された建物 1,929 棟と合わせた耐震化率は、98.2%となっている。

都教育委員会は、設置者である区市町村が国及び都の補助制度を十分活用し、学校施設の耐震化の早期完了を図るよう、指導・助言を行っていく。

（平成 25 年 4 月 1 日現在）（単位：棟）

校種	全棟数	昭和 57 年以降	昭和 56 年以前	昭和 56 年以前の全棟数に占める割合	耐震診断実施棟数	耐震診断実施率	昭和 56 年以前建築の棟で耐震性がある及び既に補強済みの棟数	耐震化率
幼稚園	207	72	135	65.2%	132	97.8%	131	98.1%
小・中学校	6,888	1,857	5,031	73.0%	5,031	100.0%	4,908	98.2%
合計	7,095	1,929	5,166	72.8%	5,163	99.9%	5,039	98.2%

【出典：文部科学省 耐震改修状況調査】

## 19 区市町村立小・中学校の冷房化の推進（公立学校施設冷房化支援特別事業）

（地域教育支援部）

児童・生徒の良好な教育環境を確保するため、都教育委員会は、公立小・中学校の普通教室に冷房を導入する市町村に対し、国の補助に上乗せした都の補助を平成22年度から実施してきた。

平成26年度は、新たに特別教室の冷房化について、その整備経費の一部を補助することにより、区市町村立小・中学校の冷房化を支援していく。

## 20 校庭芝生化の推進（都立学校教育部・地域教育支援部）

「東京都教育ビジョン（第3次）」に基づき、児童・生徒に望ましい教育環境の整備を図るため、校庭芝生化の取組を積極的に推進する。

- (1) 公立小・中学校の芝生化（緑の学び舎づくり補助事業）
  - ・ 校庭芝生化整備工事費、調査設計費等の補助
  - ・ 芝生の専門的維持管理経費の補助
  - ・ 屋上緑化、壁面緑化の整備補助（モデル事業 各10校）
- (2) 公立幼稚園の芝生化（モデル事業 1園）
  - ・ 園庭芝生化整備工事費、調査設計費等の補助
  - ・ 芝生の専門的維持管理経費の補助
- (3) 校庭芝生化に係る人材の派遣、育成
  - ・ 「校庭グリーンキーパー」（芝生の専門家）の学校への派遣（技術的な指導・助言）
  - ・ 芝生リーダー養成講習会の開催
- (4) 校庭芝生化に向けた普及・広報等
  - ・ 芝生化未実施校への天然芝の出前
  - ・ 校庭芝生化に係る情報発信（「校庭芝生化ニュースレター」）
  - ・ 企業やNPOから構成される「東京芝生応援団」による芝生化校への支援
  - ・ コスト削減モデル事業
  - ・ 芝生教材の作成
  - ・ 芝生管理に地域の参加を促す広報普及啓発活動
  - ・ 芝生の上での競い遊び

<都内区市町村立小・中学校(※)における校庭芝生化の実績（見込み）>

都内区市町村立学校数	1,929校	平成25年5月1日現在
校庭を芝生化した学校	412校	平成25年度末現在
芝生化面積合計	約51ha	平成25年度末現在

※ 区立中等教育学校及び区立特別支援学校を含む。

- (5) 都立学校の環境改善（芝生化）
  - ・ 平成25年度末までの実績（見込み）      91校    約23.1ヘクタール
  - ・ 平成26年度の予定                              新規11校    増設1校

## 9 家庭の教育力向上を図る

### 1 地域における家庭教育支援活動の促進（地域教育支援部）

地域の実情に応じた、乳幼児期からのきめ細かな家庭教育支援活動を促進するため、区市町村における支援人材の育成、地域の人材を生かした支援活動、家庭教育に関する学習機会の提供等の取組を支援する。

【平成26年度】11区市 支援人材の育成等を実施

### 2 広域的な家庭教育の啓発（地域教育支援部）

乳幼児期からの子供の教育の重要性について啓発するための資料を作成し、0歳及び小学校入学前の乳幼児を持つ全ての保護者を対象に、配布等を行う。

【平成26年度】0歳児保護者向け資料 115,000部  
小学校入学前生活リズム教材 125,000部

### 3 学校と家庭の連携推進事業（児童・生徒の保護者等に対する支援の実施）（指導部） （再掲）

「家庭と子供の支援員」等を小・中学校に配置し、学校生活等において課題のある児童・生徒に直接関わるとともに、その保護者からの相談に応じる。

#### (1) 学校に「学校と家庭の連携推進会議」を設置

学校の管理職及び教職員と「家庭と子供の支援員」を構成員として、支援が必要な児童・生徒やその保護者についての情報交換及び対応を協議する。

#### (2) 「家庭と子供の支援員」及び「スーパーバイザー」の配置

ア 「家庭と子供の支援員」（民生・児童委員、保護司、青少年委員、退職教員、退職警察官、心理学系大学生など）と教員が家庭訪問等を行い、児童・生徒やその保護者へのアドバイスや情報提供を行う。

イ 対応が困難なケースなどに対しては、「スーパーバイザー」（弁護士・医師・臨床心理士など）が助言する。

【平成25年度】小学校110校、中学校90校（計200校）で実施

## 10 地域・社会の教育力向上を図る

### 1 「地域教育推進ネットワーク東京都協議会」の取組の充実（地域教育支援部）

#### (1) 「地域教育推進ネットワーク東京都協議会」の概要

企業・大学・NPO等の社会的資源が有する専門的な知見を学校内外の教育活動に効果的に導入する仕組みづくりを行う協議会で、都内各地で展開される学校、家庭、地域・社会の協働を進め、地域の教育力を再構築するための取組を支援する。

会員団体数：402団体（平成25年12月現在）

#### (2) 協議会の取組

ア 施策課題ごとに課題別部会を設置し、具体的な教育プログラムの開発や実践を行う。

平成25年度 設置部会

(ア) 都立学校支援部会

(イ) 教育支援コーディネーター部会

(ウ) 区市町村支援部会

(エ) 地域・団体連携協働部会

イ 取組内容

平成25年度 取組実績

(ア) 都立学校のニーズに応じた体験型学習の機会の拡大

(イ) 地域で活躍する教育支援コーディネーターの育成、支援

(ウ) 学校内外の地域教育の担い手の育成

(エ) 学校と地域が連携した校庭芝生化や防災教育の推進

### 2 「学校支援ボランティア推進協議会事業」の促進（地域教育支援部）

#### (1) 地域人材の養成・研修

「地域教育推進ネットワーク東京都協議会」と連携し、コーディネーターの養成・研修やコーディネーターのネットワークづくりを支援していく。

【平成25年度】 学校支援コーディネーター研修実績 8区市町

#### (2) 情報提供の充実

各地区の特色ある実践事例等を収集し、啓発資料や広報誌等を活用した情報提供を行い、区市町村における「学校支援ボランティア推進協議会事業」の推進を支援する。

【平成25年度】 事業実施地区数（交付決定数） 23区市町 795校

### 3 教育庁人材バンク事業の実施による外部人材活用の推進（人事部）

学校における外部人材の活用を円滑に実施していくためには、学校と教育委員会が連携を図り、必要な人材を確保していくことが重要である。

このため、平成22年度から、モデル事業として「教育庁人材バンク」を設置し、多種・多様な外部人材を広域的に確保して、専門のコーディネーターが学校のニーズに対応し

た人材を的確にマッチングしていく仕組みを作り、安定的かつ効果的な外部人材の活用を図ってきた。

平成 25 年度からは本格実施に移行しており、今後も学校の教育活動をより効果的に支援していくため、教職を目指す大学生等、学校からの要望の多い人材を拡充するとともに、有効な活用事例の紹介や人材情報の公開により、学校が有効に人材を活用できる環境を整備するなど、引き続き円滑な外部人材の活用を推進していく。

#### 4 学校問題解決サポート事業（指導部）

##### (1) 学校問題解決サポートセンターの概要

###### ア 基本方針

学校と保護者や地域住民との間で生じた、学校だけでは解決困難な問題についての相談を受けるとともに、子供のことを第一に考え、公平・中立の立場でより良い解決策を提案する。

- ・ 子供にとって何が大切かを第一に考え、公平・中立の立場で相談に応じる。
- ・ 相談者の話を傾聴する。
- ・ 互いの意見・考えの共通点・相違点から、事実関係を整理する。
- ・ 互いにできること、できないことを明確に伝える。

###### イ 体制

- ・ 非常勤職員である学校問題支援員（退職校長） 3 名
- ・ 常勤職員である統括指導主事 1 名、指導主事 1 名、事務職 1 名
- ・ 専門家等（委嘱）：弁護士、精神科医、臨床心理士、退職警察官、行政書士  
民生・児童委員代表、保護者代表

###### ウ 対応

- ・ 学校、学校経営支援センター、区市町村教育委員会、保護者等からの電話相談等に対して、経験豊富な退職校長や指導主事等が助言する。
- ・ 相談を受けた案件を協議し、専門家等の助言を受けながら回答する。
- ・ 解決困難な案件については、当事者間で互いに解決に向けて取り組むことを合意した上で、専門家等で構成する会議（月 2 回）で双方の意見を聞き、公平・中立的な立場として解決策を提示する。

##### (2) 学校・区市町村教育委員会等へのサポート

学校の初期対応能力の向上に向け、講演会・個別相談会等を開催する。

###### ア 専門家による講演会及び個別相談会の開催

講演会（年 3 回予定）及び個別相談会（年 8 回予定）を学校管理職等を対象に開催

###### イ 学校経営支援センター・区市町村教育委員会主催の講演会等への講師派遣

###### ウ 学校問題解決サポートセンター連絡会の開催

年 2 回の予定で、区市町村教育委員会指導主事及び学校経営支援主事を対象に開催

## 5 東京都教育の日（地域教育支援部）

都民の教育に対する関心を高め、次代を担う子供たちの教育に関する取組を都民全体で推進し、都における教育の充実と発展を図るため、平成 16 年に、毎年 11 月の第一土曜日（平成 26 年度は 11 月 1 日）を「東京都教育の日」と定めた。

「東京都教育の日」当日には、毎年定めるテーマに基づき記念行事を実施するとともに、10 月から 11 月までの間を推進期間とし、「東京都教育の日」の趣旨にのっとった事業を都内の学校や都庁各局等において実施する。

## 6 都立特別支援学校における教育効果を高める新たな指導体制の充実（都立学校教育部）

### (1) 肢体不自由特別支援学校

児童・生徒の障害の重度・重複化、多様化に対応するため、引き続き全校に看護師（非常勤）を配置するとともに、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理の専門家等の導入を拡大し、自立活動の指導をより一層充実させる。

また、児童・生徒の安全の確保と、教員が授業づくりに専念できる体制を整備するため、平成 23 年度から都立肢体不自由特別支援学校に導入した学校介護職員を、順次、全校へ拡大していき、平成 26 年度には新たに 3 校に導入し、計 11 校に導入する。

このように、多様な専門性を有する人材を導入することによって、教員の役割を明確にし、教育と医療、福祉等の専門家がチームを組み、それぞれの専門性を発揮し、連携しながら、教育効果を高める新たな指導体制を確立する。

### (2) 知的障害特別支援学校

自立活動の指導をこれまで以上に充実させ、児童・生徒の社会的自立に向けた取組を推進するため、平成 24 年度から、作業療法士、言語聴覚士、心理の専門家等、学校外部から専門家の導入を開始した。今後、全ての都立知的障害特別支援学校に専門家の導入を進め、教員と高い専門性を有する人材とが連携した新たな指導体制を確立し、児童・生徒に対する指導の質を向上させる。平成 26 年度は新たに 9 校に導入し、計 21 校に導入する。

## 7 「放課後子供教室」の定着・促進（地域教育支援部）

### (1) 研修機会の充実

放課後子供教室の運営の中核を担うコーディネーターをはじめ、教育活動サポーターやボランティア等を対象に、「地域人材の発掘・活用、子供の発達理解・障害理解、レクリエーション指導の方法」など、教室運営や子供への関わり方等をテーマとした研修機会を拡充すること等を通じて、区市町村を支援していく。

平成 25 年度研修実績 5 回

### (2) 情報提供の充実

学習活動やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動、学童クラブとの連携、地域人材の活用などの多様な「放課後子供教室」の活動事例や、実態調査等によりまとめた「放課後子供教室」の実施状況・課題等について、放課後子供教室担当者連絡会議や都教育委員会ホームページ等を活用して情報を提供し、区市町村における放課後子供教室の定着、促進と各教室の活動の充実を図る。

平成 25 年度放課後子供教室数（交付決定数） 52 区市町 1,106 教室  
都立特別支援学校 7 教室

## 8 民族芸能次世代育成事業（地域教育支援部）

地域の大人が子供に対して、郷土の歴史と社会における基本的ルールを教え、伝えられるよう、地域社会の文化である民俗芸能の伝承教室等を通じて支援し、地域の教育力の向上を図る。

### (1) 事業概要

都指定文化財で、青少年向け伝承事業を実施する団体等に対して、平成 25 年度から補助助成を行っている。

### (2) 補助対象事業

#### ア 伝承教室の実施

研修会、講習会及び実技指導等の実施に必要な経費を措置

#### イ 発表会等の実施

伝承教室の成果発表や民俗芸能大会等へ参加などに要する経費を措置

### (3) 補助対象者

補助対象者は、都指定無形文化財又は都指定無形民俗芸能の保存に当たっている認定保存団体。ただし、区市町村が当該保存団体に代わって補助対象事業を実施する場合は、区市町村を補助対象者とする。

## 9 都立図書館改革の推進（地域教育支援部）

### (1) 『都立図書館改革の具体的方策』の実施により実現したサービスの一層の充実

#### ア ワンストップサービス体制下の資料の案内・相談体制の拡充

都立図書館は、首都東京の広域的・総合的情報拠点として、都民の調査研究を支援するため、必要な資料や情報をより迅速かつ的確に提供する。来館者に対し、司書職員がきめ細かく資料の案内、相談を行うほか、オンラインによるレファレンスサービスや閲覧を希望する資料の予約、置きサービスなど、利便性の高いサービスを提供する。

【平成 26 年 1 月末現在】 都立図書館全体のレファレンス件数 69,186 件

#### イ 重点的情報サービスの推進

ビジネス情報、法律情報、健康・医療情報及び都市・東京情報を、重点的情報サービスとして推進しているほか、資料提供のみならず、都民の情報ニーズに的確に応えた講演会・相談会・セミナー等を開催し、都民の課題解決を継続的に支援する。

【平成 25 年度】 講演会 5 回、相談会 14 回、セミナー 2 回開催  
延べ参加人数は 949 名

#### ウ 開架閲覧サービスの拡充

中央図書館では、都内最大級の開架閲覧スペースを生かし、新着資料の展示、テーマによるミニ展示などを組み合わせ、閲覧サービスを更に充実させる。

【平成 25 年度】 延べ 52 テーマを設定してミニ展示を実施

## エ 東京マガジンバンクサービスの拡充

多摩図書館では、公立図書館として最大規模となる 17,000 誌以上の雑誌を所蔵しており、幅広い分野の雑誌を生かした各種サービスを提供している。約 700 誌の開架閲覧サービスや創刊号コレクションの拡充を図るとともに、企画展示や講演会において多様な情報を発信し、雑誌の魅力と有用性を広く都民に知らせる。

【平成 25 年度】 企画展示 延べ 4 回、講演会 2 回

映画フェスティバル 1 回

講演会等の延べ参加人数 397 名

## オ 児童・青少年サービスの推進

啓発資料の作成・配布、「東京都子供読書フォーラム」の開催、学校教育活動への支援、「子供の読書に関する講座」の開催等の幅広い事業を通して、都内の児童・青少年サービスのセンター的役割を担い、児童・青少年の読書活動の推進を図る。

平成 25 年度は、啓発資料として、都内の全小学校第 1 学年の保護者を対象に「子どもたちに物語の読み聞かせ」を、都内の全中学校第 1 学年の生徒を対象に「扉をあけてⅡ」を、都内の全高校第 1 学年の生徒を対象に「羅針盤Ⅱ」を作成し、配布した。

## カ 江戸・東京の伝統文化の発信

都立図書館が所蔵する江戸・東京に関する貴重な資料の活用を促進し、江戸・東京の文化への理解を深めるため、デジタル化資料を一元管理するとともに、「江戸城」「浮世絵」「東京府・東京市関係資料」「江戸・東京の災害記録」等のカテゴリ別に検索・閲覧できるデータベースを開発し、「東京都立図書館デジタルアーカイブ (TOKYO アーカイブ)」として公開した。

今後とも、都立図書館が所蔵する貴重な資料の電子化を進め、公開資料の充実更新を図り、都市・東京の歴史や文化を知ることができるコンテンツを世界に発信し、東京の魅力を浸透させるとともに、研究や学習での活用を促進する。

## キ 電子資料・オンラインデータベース等の充実

各種オンラインデータベースを充実させ、調査研究図書館としての情報サービスの一層の推進を図る。

また、平成 25 年 12 月から中央図書館で電子書籍サービスの試行を開始した。今後、利用者を対象としたアンケートに基づき、利用方法の改善やコンテンツの充実等を行い、都民の調査研究の一層の向上を図る。

【平成 26 年 3 月現在】 オンラインデータベースの無料提供 32 種類

【平成 25 年 12 月現在】 電子書籍 241 タイトル 平成 26 年度に 300 タイトル追加予定

## ク 企画展の展開

図書館内外における企画展開催の経験を生かし、所蔵資料の魅力を伝え、参観者の一層の関心を引き出す展示や各種セミナーを効果的・効率的に展開する。平成 25 年度は、新宿駅西口イベント広場における企画展のほか、東京文化財ウィーク 2013 参加展示、企画展示「東京都の軌跡」などを中央図書館企画展示室で行った。また、オンラインデータベースの利用方法を案内する情報検索ショートセミナー及び図書館ツアーを実施した。

【平成 26 年度 2 月末現在開催回数】 ショートセミナー 51 回

図書館ツアー 26 回

(2) インターネットを活用した都立図書館サービスの充実

ア 図書館情報システムの更新により導入した統合検索システムや登録利用者を対象とした新たなWebサービスの機能を活用し、より利便性の高いサービスを提供する。

【平成24年度】 都立図書館ホームページ

トップページアクセス数 1,405,262件

蔵書検索数 5,274,056件

統合検索利用件数 2,869,863件

\* 都内公立図書館や国立国会図書館の蔵書が一括検索できる。

イ ホームページ及びソーシャルメディア（Twitter及びFace book）を活用し、都立図書館のサービスや事業の周知及び潜在的な利用者のニーズ把握等に努める。

(3) 図書館資料の拡充

引き続き、都立図書館サービスの基盤である図書館資料の充実を図る。

【平成 24 年度末】 所蔵資料数

図書 2,451,044 冊、雑誌 24,097 種、新聞 1,350 種

(4) 区市町村立図書館との連携・協力

ア 東京都全体の図書館サービスの向上を目指し、東京都図書館研究交流会や職員研修等により、区市町村立図書館への支援と連携・協力を継続実施する。

イ 統合検索システムやホームページの機能を活用し、引き続き区市町村立図書館間の相互貸借の促進を図るとともに、除籍資料の有効活用を進める。

【平成 25 年度】

東京都図書館研究交流会 6 回、区市町村立図書館職員等に対するレファレンス研修などの専門研修 11 回、参加人数 524 名

【平成 24 年度】

都内区市町村立図書館への貸し出し協力 図書 78,969 冊、雑誌 7,811 冊、計 86,780 冊

(5) 都の行政施策推進のための支援

ア 学校に対する教育活動の支援の一層の充実

学校からのレファレンスや読書相談、出張お話し会等の都立特別支援学校との連携事業、中学生の職場体験受入を実施

【平成 25 年度】 学校からのレファレンスや読書相談 約 210 件

都立特別支援学校 13 校との連携事業（出張お話し会等）

職場体験受入 中学校 7 校、21 名

イ 政策立案支援サービスの充実

都職員の政策立案、資料作成、情報収集等を支援するため、引き続きサービスの充実を図る。

【平成 25 年度】 政策立案支援サービスレファレンス 約 2,220 件

資料の貸出 約 860 冊、複写枚数 約 6,580 枚

ウ 都が設置する他の図書館等との連携・協力の推進

都議会図書館、首都大学東京図書情報センターなど、都内に立地し、東京に関する資料を所蔵する専門図書館等との連携・協力を引き続き推進する。

(6) 図書館サービス評価の推進

都立図書館による自己評価及び第三者評価を実施する。これらの評価に基づいてサービス及び運営改善を進めていく。

自己評価及び第三者評価の結果は、ホームページで公表する。

10 文化財保護管理等（地域教育支援部）

都教育委員会は、区市町村教育委員会、文化財の所有者及び都民等の協力を得て、文化財保護行政のより一層の充実に努めるとともに、文化財の公開・活用を図ることにより、文化財保護思想の普及に努めている。

(1) 文化財の保護

ア 文化財保護審議会

東京に伝わる有形・無形の文化財の保護に努めるとともに、文化財の公開・活用を推進するため、教育委員会の諮問に応じて文化財の指定、保存及び活用に関する重要事項を調査審議し、並びにこれらの事項について教育委員会に建議する。

（平成 26 年 3 月 31 日現在 都指定文化財総数 813 件）

＜平成 25 年度東京都指定文化財として指定したもの＞

○ 新たに指定するもの

- ・東京都指定有形文化財（考古資料） 武蔵台遺跡 23 号住居跡出土品
- ・東京都指定有形文化財（考古資料） 宇津木向原遺跡方形周溝墓出土品
- ・東京都指定無形民俗文化財（民俗芸能）菅生歌舞伎
- ・東京都指定史跡 立石

○ 既に指定しているものに追加して指定し、名称を変更するもの

- ・東京都指定有形文化財（絵画） 英一蝶新島伝世資料

○ 既に指定しているものの<sup>つげたり</sup>附に追加して指定し、名称を変更するもの

- ・東京都指定史跡 多紀家墓所 附 金保氏墓 5 基

○ 指定を解除するもの

- ・東京都指定有形文化財（建造物） 旧前田侯爵家駒場本邸

イ 文化財調査活動

都内に遺存する文化財の現状を把握するとともに、急激な開発事業の進行に直面している文化財及び、生産様式・生活様式の変化に直面している伝統的技術の現存状況の実態を調査し、保護計画立案の資料とする。平成 24 年度から 5 年計画で、東京都に所在する近代化遺産（建造物等）について、歴史的沿革、建築技術・技法に関する調査を<sup>しっかいてき</sup>悉皆的に実施する「東京都近代化遺産総合調査」を開始した。

ウ 文化財の保存助成

国指定及び都指定文化財を良好な状態で保存し、後世に伝えるため、文化財の解体復原修理、破損修理、無形文化財の保存・伝承に関する事業など、多額の経費を要するものに対して、補助・助成する。

【平成 24 年度】 国指定文化財 47 件、都指定文化財 26 件の助成を実施

エ 文化財の保護管理

文化財保護法及び東京都文化財保護条例に基づき、都教育委員会が管理団体となっている文化財の管理を行うほか、指定文化財の所有者又は管理者に対して、管理公開謝礼を支払う。

【平成 25 年度】 171 件（平成 26 年 2 月現在）

オ 文化財保護思想の普及

文化財に対する保護の必要性や重要性を広く都民に周知するため、文化財保護思想の普及充実を図る。「文化財の保護」、「東京の文化財」等の啓発資料の作成及び配布、文化財記録映画作成を行う。また、都民俗芸能大会や日本伝統工芸展の共催など文化財関係事業の共催・後援事業を行う。

カ 東京文化財ウィーク

平成 25 年度で 16 回目となる文化財ウィークについては、都民に対して、文化財情報の発信やウィーク中に行われる活動への参加促進の働き掛けを行ってきた。

平成 24 年度から文化財の紹介と、文化財をより身近なものと感じてもらうための文化財を巡るコースを新たに設定し、平成 25 年度においては、「旧江戸城を歩いてみませんか」をテーマにパンフレットを作成・配布した。

平成 25 年度の都内全域での文化財の公開は、310 か所 478 件、また、10 月から 11 月までの 2 か月間に文化財に関わる事業の展開は 255 事業となった。

キ 銃砲刀剣類の登録

都民の所持する美術品若しくは骨董品として価値のある火縄式銃砲等古式銃砲及び美術品として価値のある刀剣類の登録を行う。

【平成 25 年度】 新規登録数 1,632 件（平成 25 年 12 月現在）

ク 博物館の登録等

教育及び文化の発展に寄与することを目的とした都内に所在する博物館について、博物館法に基づき登録、登録事項の変更及び登録の抹消を行う。また、博物館建設計画等について、その求めに応じて、設置及び運営に関する専門的、技術的指導及び助言を行う。

【平成 24 年度】 博物館の指定 1 件 博物館相当施設の指定 1 件

(2) 埋蔵文化財の保護

ア 遺跡緊急発掘調査補助事業

埋蔵文化財調査の円滑な推進を図るため、事前調査の経費を負担することが著しく困難な個人又は中小企業者の発掘調査事業に対し、都が補助金を交付する。

イ 東京都立埋蔵文化財調査センター

東京都立埋蔵文化財調査センターは、都における埋蔵文化財の発掘調査に伴う出土品と調査記録等を保管し、出土品等の展示により普及事業の充実を図っており、年間利用者数は約 27,000 人となっている。現在は、指定管理者として公益財団法人東京都スポーツ文化事業団が運営を行っている。

(3) 文化財関係補助事業

区市町村が行う文化財の保存事業については、国及び都は、その事業費に対して

次のような補助金を交付する。

ア 史跡の公有化（土地の買上げ）事業

国指定史跡の土地買上げについては、国及び都が助成する。また、都指定史跡の土地の買上げについては、都が単独で助成をする。

【平成 24 年度】 国指定 6 件、都指定 1 件の助成を実施

イ 有形文化財等の修理事業

有形文化財（建造物、古文書、考古資料等）等の修理事業等については、原則として国及び都が助成する。また、都指定の場合は、都が単独で助成する。

【平成 24 年度】 国指定 22 件、都指定 8 件の助成を実施

ウ 史跡等の整備事業

史跡等の整備事業については、原則として国指定の場合は、国及び都が助成する。また、都指定の場合は、都が単独で助成する。

【平成 24 年度】 国指定 4 件、都指定 6 件の助成を実施

エ 埋蔵文化財緊急調査事業及び埋蔵文化財公開活用事業

埋蔵文化財の緊急発掘調査について、国及び都が助成し、公開活用事業には、国が助成する。

【平成 24 年度】 緊急発掘調査 39 件、公開活用事業 5 件の助成を実施

## 11 体験活動の機会の充実（地域教育支援部）

東京スポーツ文化館（区部ユース・プラザ）及び高尾の森わくわくビレッジ（多摩地域ユース・プラザ）において、各施設の利用サービスの提供、それぞれの施設の特長を生かした文化・スポーツ教室、ユーススクエア事業や社会教育事業を実施し、広く都民に文化・学習活動やスポーツ活動の機会と場を提供する。

		東京スポーツ文化館 （区部ユース・プラザ）	高尾の森わくわくビレッジ （多摩地域ユース・プラザ）
施設	文化・学習	ミュージックスタジオ アクターズスタジオ マルチホール 研修ルーム 等	研修室 音楽室 陶芸室 調理室 多目的室 等
	スポーツ	メインアリーナ サブアリーナ マルチスタジオ 剣道場、柔道場 フィットネスジム 温水プール アーチェリーフィールド フットサルコート	体育室 <野外活動施設> テントサイト 野外炊さん場 キャンプファイヤー場 プロジェクト・アドベンチャー 等
プログラム	<スポーツ教室> 健康体操、ヨガ、エアロビクス等 （フィットネススタジオ） クロール等競泳種目、アクアウォーキング等（プール） アーチェリー公開講座 （アーチェリーフィールド）	<文化・スポーツ教室> 陶芸、クラフト、クッキング、ニュースポーツ等	
エア事業	ユーススク	利用者の活動に関する相談、活動情報の収集と提供、利用団体の交流機会の提供、ボランティアの活用、活動支援プログラムの提供	
社会教育事業		チャレンジ・アシスト・プログラム 若者スキルアップ講座 中学生の映画塾 大江戸探検倶楽部 親子で体験 IN 夢の島 BumBワークショップイベント スポーツリーダーズセミナー	わくわくアートコンテスト わくわくの森キャンプ イングリッシュキャンプ 小学生のためのハローワーク リーダースキルアップ講座 子育て支援プログラム1 子育て支援プログラム2

東京スポーツ文化館（区部ユース・プラザ）では、平成 25 年 4 月から 12 月までの間に文化学習施設とスポーツ施設を合わせて延べ 221,638 人の利用があった。

また、施設を利用したスポーツ教室等も実施しており、延べ 39,399 人が参加している。これらのスポーツ教室等とは別に、都の委託事業として、中学生の映画塾などの体験活動を主とした社会教育事業 7 事業を計画しているが、平成 26 年 1 月までに、うち 5 事業を実施しており、延べ 274 人の参加があった。

高尾の森わくわくビレッジ（多摩地域ユース・プラザ）でも、平成 25 年 4 月から 12 月までの間に文化学習施設とスポーツ施設を合わせて延べ 83,924 人の利用があった。また、施設を利用した文化・スポーツ教室等では、延べ 310 人の参加者があり、施設内の広場の日帰り利用者と合わせて地域に開かれた施設として運営されている。これらのスポーツ教室等とは別に、都の委託事業として、わくわくの森キャンプなどの社会教育事業も 7 事業を実施しており、延べ 715 人の参加があった。

なお、両施設はその管理・運營業務を P F I 方式により行っており、東京スポーツ文化館は、区部ユース・プラザ（株）が、高尾の森わくわくビレッジは京王ユース・プラザ（株）がそれぞれ受託している。

## 12 企業等による体験型講座の実施【新規】（地域教育支援部）

学校だけでは学べない、幅広い教養を身に付けることのできる体験型の教育プログラムを出張授業として提供している企業・N P O 等を一堂に集め、その内容を紹介する講座を、区市町村の学校関係者や教育支援コーディネーター等に対して開催する。

小学生や中学生を対象に実施する体験型の教育プログラムの実際を公開することにより、区市町村立学校等における体験型の教育プログラムの活用が促進され、子供の「生きる力」が育まれるよう支援していく。

【実施回数】 10 社×3 回=30 授業

### (1) 実施内容

企業等が、出張授業として提供している教育プログラムについて、複数のテーマを設定し、多様な学びの機会を用意する。

<体験型講座の分野例>

- ・日本の伝統芸能
- ・食育出前授業
- ・社会や経済の仕組みが学べる経済授業 など

### (2) 情報提供・相談

学校関係者や教育支援コーディネーター等に対して、本講座についての見学や相談の機会を提供するとともに、教育プログラムに関する情報提供等を行う。